

令和元年分 所得税確定申告の留意点

開催日 令和 2年 1月30日 (金)

場 所 たかつガーデン

講 師 税理士 土師 秀作

凡例

- 所法・・・・・・所得税法
- 所令・・・・・・所得税法施行令
- 消法・・・・・・消費税法
- 消令・・・・・・消費税法施行令
- 消規・・・・・・消費税法施行規則
- 通法・・・・・・国税通則法
- 措法・・・・・・租税特別措置法
- 措令・・・・・・租税特別措置法施行令
- 措規・・・・・・租税特別措置法施行規則
- 地法・・・・・・地方税法
- 地法附則・・・・地方税法附則
- 震災特例法・・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
- 震災特例令・・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
- 資金決済法・・資金決済に関する法律
- 所基通・・・・・・所得税基本通達
- 措通・・・・・・租税特別措置法通達

参考資料等

- 国税庁「令和元年度 所得税の改正のあらまし」
- 国税庁「平成 30 年度 所得税の改正のあらまし」
- 税務大学校『所得税法（基礎編）平成 31 年度（2019 年度）版』
- 中小企業庁ホームページ
- 厚生労働省ホームページ
- 国税庁ホームページ
- 大阪市ホームページ
- 延平昌弥ほか『事例で学ぶビットコインの会計税務 Q & A 50 選』（清文社、2018）

目 次

I. 令和元年度より適用される主な税制改正項目	2
1. 住宅・土地税制（令和元年度改正）	
2. 事業所得等関係（令和元年度改正）	
3. 事業所得等関係（平成 30 年度改正）	
4. その他の所得税関係（令和元年度改正）	
II. 平成 30 年度より適用されている主要項目（再確認）	17
1. 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法 28 の 2）の適用期限の延長（平成 30 年度改正）	
2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5）の適用期限の延長（平成 30 年度改正）	
3. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5 の 2）の適用期限の延長（平成 30 年度改正）	
4. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（平成 29 年度改正）	
III. その他の項目	20
1. 上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置	
2. 仮想通貨の取扱い	
3. 寄附金の取扱い	
4. クレジットカード納付の手続	
5. 国外財産調書制度	
IV. 災害関連税制	42
1. 資産損失	
2. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除	
3. 雑損控除	
4. 実際の損失金額の算定	
5. その他	
V. 誤りやすい事例	67
1. 住宅借入金等特別控除等の適用誤りに関するお知らせ（平成 30 年 12 月国税庁）	
2. 令和元年版 誤りやすい事例（大阪国税局提供資料より抜粋）	

I. 令和元年度より適用される主な税制改正項目

1. 住宅・土地税制（令和元年度改正）

（1）住宅借入金等を有する売位の所得税額の特別控除（措法 41 等）

個人が、住宅の取得等¹で特別特定取得²に該当するものをして、かつ、その住宅の取得等をした家屋を令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供した場合には、次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年における控除額として、本税額控除の適用ができることとされました（措法 41^⑬～^⑰、措令 26^⑳～^㉓、震災特例法 13 の 2^③④、震災特例令 15 の 2^①～^③）。

イ 一般の住宅（ロ及びハ以外の住宅）…次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

(イ) 特別特定住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）× 1 %

(ロ) [その住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額—その住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額（以下「消費税額等相当額」といいます。）]（4,000 万円を限度）× 2 % ÷ 3

ロ 認定住宅³…次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

(イ) 認定特別特定住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1 %

(ロ) [その認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額—その認定住宅の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額等相当額]（5,000 万円を限度）× 2 % ÷ 3

ハ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象となる再建住宅…次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

(イ) 再建特別特定住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1.2 %

(ロ) [その住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額—その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等相当額]（5,000 万円を限度）× 2 % ÷ 3

¹ 「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等をいいます。なお、土地等の取得は含まれません。

² 「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。以下同じです。）が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいい、「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

³ 「認定住宅」とは、①認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋）又は、②認定低炭素住宅（都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋）のことをいいます。

(注) 上記イからハまでの「対価の額」又は「費用の額」については、住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用を受ける場合であっても、その補助金等の額又はその適用を受けた住宅取得等資金の額は控除されない金額となります。

一般の住宅（現行制度）

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算
平成26年1月1日から 令和元年9月30日まで	10年	1～10年目 年末残高等〔上限4,000万円〕×1% (注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は上限2,000万円
令和元年10月1日から 令和2年12月31日まで	13年	[住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合] 【1～10年目】 年末残高等〔上限4,000万円〕×1% 【11～13年目】 次のいずれか少ない額が控除限度額 ① 年末残高等〔上限4,000万円〕×1% ② (住宅取得等対価の額－消費税額)〔上限4,000万円〕×2%÷3 (注) 「住宅取得等対価の額」は、補助金及び住宅取得等資金の贈与の額を控除しないこととした金額をいいます。
	10年	[上記以外の場合] 1～10年目 年末残高等〔上限4,000万円〕×1% (注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は上限2,000万円
令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	10年	1～10年目 年末残高等〔上限4,000万円〕×1% (注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は上限2,000万円

※認定住宅の場合は上記の〔上限4,000万円〕が〔上限5,000万円〕となり、特定取得以外の場合には上記の「上限2,000万円」が「上限3,000万円」となります。

（２）居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法 35）

適用対象となる被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲に、被相続人の居住の用に供することができない一定の事由（以下「特定事由」といいます。）により相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていなかった場合（一定の要件を満たす場合に限り、）におけるその特定事由により居住の用に供されなくなる直前にその被相続人の居住の用に供されていた家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等を追加するとともに、その適用期限が令和 5 年 12 月 31 日まで 4 年延長されました（措法 35③～⑤）。

No. 3307 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の被相続人居住用家屋（国税庁タックスアンサー）

被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例では、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった家屋であっても、次の①から③の要件を満たすときは、その居住の用に供されなくなる直前まで被相続人の居住の用に供されていた家屋は、被相続人居住用家屋として特例の対象になります。

① 次に掲げる事由（以下「特定事由」といいます。）により、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合であること。

イ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定若しくは同条第 2 項に規定する要支援認定を受けていた被相続人又は介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に該当していた被相続人が次に掲げる住居又は施設に入居又は入所をしていたこと。

（イ）老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム又は同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム

（ロ）介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院

（ハ）高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（（イ）の有料老人ホームを除きます。）

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 21 条第 1 項に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が同法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（同条第 10 項に規定する施設入所支援が行われるものに限り、）又は同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居に入所又は入居をしていたこと。

（注）被相続人が、上記イの要介護認定若しくは要支援認定又は上記ロの障害支援区分の認定を受けていたかどうかは、特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前において、被相続人がその認定を受けていたかにより判定します。

② 次に掲げる要件を満たしていること。

イ 特定事由によりその家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前まで、引き続きその家屋がその被相続人の物品の保管その他の用に供されていたこと。

ロ 特定事由によりその家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までその家屋が事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

ハ 被相続人が上記(1)イ又はロの住居又は施設（以下「老人ホーム等」といいます。）に入所をした時から相続の開始の直前までの間において、被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる家屋がその老人ホーム等であること。

③ その家屋が次の3つの要件全てに当てはまるもの（特定事由によりその家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前において、主として被相続人の居住の用に供されていた一の建築物に限ります。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。

ロ 区分所有建物登記がされている建物でないこと。

ハ 特定事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

（措法35、措令20の3、措規18の2、措通35-9の2）

《適用関係》この改正は、平成31年4月1日以後に行う対象譲渡について適用されます（改正法附則34⑥）。

2. 事業所得等関係（令和元年度改正）

（1）特定事業継続力強化設備等の特別償却（措法11の4）

青色申告書を提出する個人で中小事業者であるもののうち中小企業等経営強化法の認定を受けた同法の中小企業者に該当するもの（以下「特定中小事業者」といいます。）が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和3年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（以下「認定事業継続力強化計画等」といいます。）に係る事業継続力強化設備等としてその認定事業継続力強化計画等に記載された機械装置及び器具備品並びに建物附属設備（一定の規模のものに限ります。）の取得等をして、その特定中小事業者の事業の用に供した場合には、その取得価額の100分の20相当額の特別償却ができることとされました。

中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設

新設

(法人税・所得税・事業税)

- 自然災害が頻発する中、災害による影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題。
- 中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、特別償却（20%）を講じる。
- 事業者が作成した事前対策のための計画を、経済産業大臣が認定。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

税制の概要

【対象者】

事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

<対象設備>

- ✓ 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

①「強化計画」（仮称）策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間
・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

〔出典〕中小企業庁「平成31年度（2019年度）中小企業・小規模事業者関係税制改正について」

（参考）中小企業の災害に対する事前対策を強化する必要性について

- 本年度は地域の中小企業・小規模事業者に大きな影響を与える大規模災害が頻発し、新たな課題が顕在化。サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業を念頭に、事前対策の策定・実践など、実効性が高い事前対策の促進が不可欠。

平成30年度に発生した災害例

（※1）農地・公共土木についてのみ局激 （※2）農地・公共土木については本激

	平成30年7月豪雨（本激）	台風第19～21号等（※1）	北海道胆振東部地震（局激※2）
中小企業被害額	4,738億円	99億円	42億円

事前対策不足による失敗例

【失敗例①】

- 豪雨発生時に近隣の河川が氾濫、工場が浸水すると同時に大量の土砂が流入し、主要生産設備等が全て水没あるいは土砂に埋もれてしまい使用不能に。（旋盤加工業）

【失敗例②】

- 震災発生時のリスクに備えて、事前に工場内の生産設備などに免震・制震対策を施していなかったため、震度5の揺れが発生した際に、設備が転倒、損壊する被害が発生。（電気部品製造業）

【失敗例③】

- 災害による大規模停電により、冷凍・冷蔵の食材在庫を大量に廃棄した。（旅館業）

事前の設備投資による防災・減災対策例

【成功例①】

- 災害の発生時の事業継続の対応指針、目標復旧時間などを予め策定。
- 通常操業の目標再開時期を実現するため、止水板、排水ポンプなどの設備を準備。（製造業）

【成功例②】

- サーバがダウンしないよう、制震ラックを導入するとともに、地震発生時においても、最低限不可欠な電力を確保するため、サーバが最低限稼働できる非常用発電機を導入。
- 東日本大震災においてもサーバなどには影響が生じず、翌日以降、被災状況の確認や災害復旧支援などを実施。（データセンタ）

〔出典〕中小企業庁「平成31年度（2019年度）中小企業・小規模事業者関係税制改正について」

(2) 中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長

延長・強化

中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長
(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、**中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制**を措置しているところ、**中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長。**
- 加えて、中小企業経営強化税制については、**働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化する**といった強化を行う。

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒ 延長・強化	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒ 延長・強化	生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資	【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒ 延長
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒ 延長	【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒ 延長		

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

〔出典〕 中小企業庁「平成31年度(2019年度) 中小企業・小規模事業者関係税制改正について」

- (A) 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の3)
その適用期限が2年延長されました(措法10の3①)。

延長

(参考) 中小企業投資促進税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- **中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)^(※)の適用を認める措置。**
- **引き続き、中小企業の設備投資を促すため、本税制措置の適用期限を2年間延長。**

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

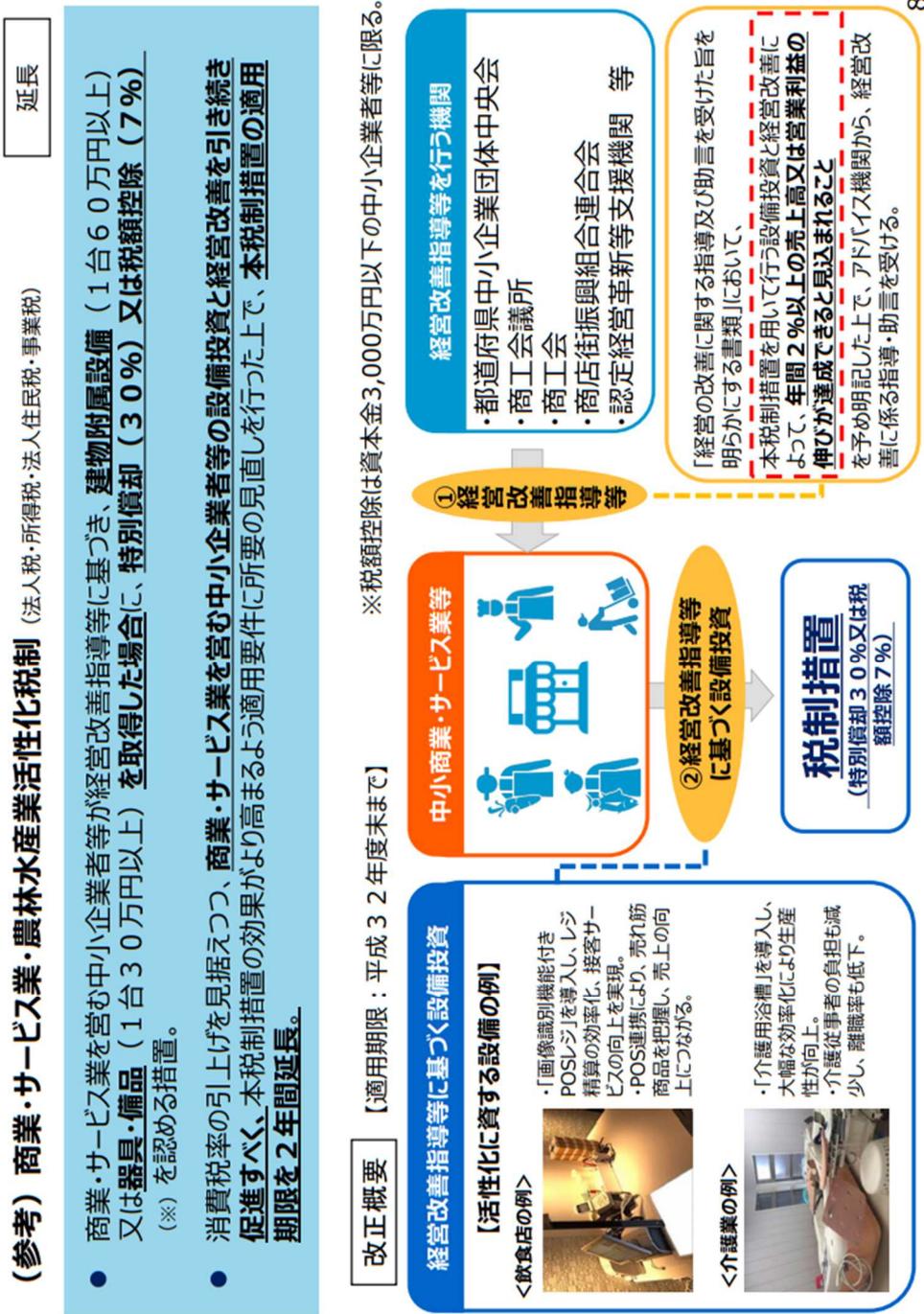
改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・ 従業員数1000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運送業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置【1台160万以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用のものうち一定のものなどは除く ・ 貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・ 内航船舶(取得価格の75%が対象)
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除 資本金3,000万超の中小企業 30%特別償却

〔出典〕中小企業庁「平成31年度(2019年度)中小企業・小規模事業者関係税制改正について」

**(B) 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措
法10の5の2)**

その対象設備が認定経営革新等支援機関等が資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することについて確認をした旨の記載がある経営改善指導助言書類に記載されたものに限定され、その適用期限が2年延長されました(措法10の5の2①)。



〔出典〕中小企業庁「平成31年度(2019年度)中小企業・小規模事業者関係税制改正について」

(C) 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の5の3）

経過措置が講じられた上、その対象設備から主として電気の販売を行うために取得等をして発電の用に供する設備で一定のものが除外され、その適用期限が2年延長されました（措法10の5の3①、中小企業等経営強化法施行規則8、平成31年経済産業省告示第85号）。

延長・強化

(参考) 中小企業経営強化税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

- **中小企業経営強化税制**は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、**即時償却及び税額控除（10%）**（※）のいずれかの適用を認める措置。
- **中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、本税制措置の適用期限を2年間延長。**
- **また、働き方改革に資する設備（休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等）も本税制措置の適用対象であることをQ&A集等を通じて明確化。**

※ 資本金3,000万円超1億円以下の中小事業者等の税額控除率は7%。

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が前年比平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆測定・工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） （試験・測定機器、冷凍機・冷蔵機など） ◆ソフトウェア（70万円以上） （クラウド、LED照明、空調など） （情報収集・分析・指示する機能） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上） 	<p>＜建物附属設備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等。 <p>＜器具備品＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場等に設置されるテレワーク用PC等。 <p>※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。</p>
確認者	工業会等	経済産業局	
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業、農林水産業活性化税制の対象事業		
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でない、等		
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除（資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%）		

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄居舎等に係る建物附属設備等は対象外。

〔出典〕中小企業庁「平成31年度（2019年度）中小企業・小規模事業者関係税制改正について」

3. 事業所得等関係（平成 30 年度改正）

（1）地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除（措法 10 の 5）

次のとおり見直しが行われました。

- ① 同意雇用開発促進地域に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する（旧措法 10 の 5 ①）。
- ② 地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度に改組するとともに、一定の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

《適用関係》 この改正は、平成 31 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 64 ①）。

（事業主の方へ）

～ 地方拠点強化税制の「雇用促進税制」のご案内～

地方で本社機能を有する施設を整備し、雇用者※を増加させた場合、税額控除が受けられます。

※雇用保険一般被保険者に限ります。

増加させた雇用者 1 人あたり、最大 3 年間で 150 万円！

地方拠点強化税制の「雇用促進税制」 <概要>

- ◆ 地方において、本社機能の拡充または東京等からの移転を行い、その本社機能を有する施設で雇用者数を 2 人以上（有期雇用又はパートタイムの新規雇用者を除く）増加させた場合には、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除が適用されます。
- ◆ **正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者などの非正規雇用労働者の増加に対しても税額控除が受けられます（一部、受けられない場合があります）。**
- ◆ 東京 23 区から地方に本社機能を移転する場合、雇用者増加数 1 人あたり **最大 3 年間で 150 万円**の税額控除が受けられます。（本社機能の拡充の場合は **最大 60 万円**）
- ◆ この制度の利用を希望される場合は、ハローワークに「**雇用促進計画**」を提出してください。

◆ 税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

厚生労働省 都道府県労働局

LL300601政01

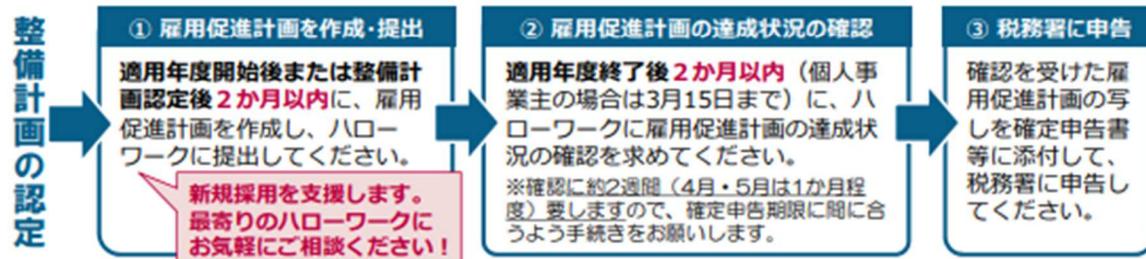
地方拠点強化税制の「雇用促進税制」＜詳細＞

- 地方拠点強化税制の雇用促進税制は、地方で本社機能の拡充または東京等からの移転を行った場合に受けられる優遇措置であり、その地方事業所において雇用者を増加させた場合に税額控除が受けられます。
※詳しい要件は「雇用促進計画の提出手続き」パンフレットを参照ください。
- 雇用促進税制には、下のように「拡充型」と「移転型」の2種類があります。

拡充型	●地方に本社を置く企業がその本社を増築する など	移転型	●東京23区に本社を置く企業が地方に新社屋を建設し本社を移転する など											
<p>地方の事業所における雇用者増加数^(※1)に対して次の金額を税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 無期雇用かつフルタイム^(※2)の要件を満たす新規雇用者は、1人あたり60万円 (法人全体(もしくは個人事業主全体)の雇用者増加率が8%(移転型の場合は5%)未満の場合: 30万円) ✓ 新規雇用者のうち非正規雇用労働者^(※3)(地方事業所の新規雇用者数の4割が上限)1人あたり50万円(同: 20万円) ✓ 地方の事業所における雇用者増加数^(※1)から新規雇用者数を控除した人数につき、1人あたり50万円(同: 20万円) <p>(※1) 雇用保険一般被保険者で法人全体(もしくは個人事業主全体)の雇用者増加数が上限。 (※2) 定義は、労働契約法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律による。 (※3) 無期雇用でない、またはフルタイムでない人。</p>		<p>控除額の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡充型部分</td> <td>最大60万円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>移転型部分(上乗せ)</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 拡充型分の控除に加えて、東京23区からの移転者を含む、地方の事業所の増加雇用者1人あたり30万円(移転先が中部圏、近畿圏の中心部の場合20万円)の税額控除を追加^(※4) <p>→初年度は1人最大90万円、3年間で1人最大150万円の税額控除。</p> <p>(※4) 最大3年間継続。 ただし、地方の当該事業所の雇用者数または法人全体(もしくは個人事業主全体)の雇用者数が減少した場合は、それ以降不適用。</p>		1年目	2年目	3年目	拡充型部分	最大60万円	-	-	移転型部分(上乗せ)	30万円	30万円	30万円
	1年目	2年目	3年目											
拡充型部分	最大60万円	-	-											
移転型部分(上乗せ)	30万円	30万円	30万円											

【参考】確定申告までの流れ

- 本社機能の移転・拡充に伴う優遇措置を受けるためには、平成32年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事に対して**整備計画を申請し、認定を受けることが必要です。**
- 移転・拡充先となる地域は、東京圏以外の地域*で、都道府県において設定されているため、移転・拡充先となる都道府県にお問い合わせください。
*詳細は「立地.net(産業立地支援サイト)」でご確認ください。→ <http://ritti.net/iten/>



＜お問い合わせ先＞ ●雇用促進計画の作成・確認について : 本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
●税額控除制度について : 最寄りの税務署

〔出典〕厚生労働省ホームページ

(2) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除（所得拡大促進税制）（措法 10 の 5 の 4）

次のとおり見直しが行われた上、それぞれの税額控除額の限度額がその年分の調整前事業所得税額の 100 分の 20 相当額とされました。

① 青色申告書を提出する個人が、平成 31 年から平成 33 年までの各年において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該個人の継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が 100 分の 3 以上であり、かつ、当該個人の国内設備投資額がその償却費総額の 100 分の 90 相当額以上であるときは、所得税の額から雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の 100 分の 15 相当額（上記要件に加え、教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が 100 分の 20 以上であるときは、100 分の 20 相当額）を控除できることとする（措法 10 の 5 の 4 ①）。

② 青色申告書を提出する中小事業者が、平成 31 年から平成 33 年までの各年（上記①の適用を受ける年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該中小事業者の継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が 100 分の 1.5 以上であるときは、所得税の額から雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の 100 分の 15 相当額（次に掲げる要件を満たす場合には、100 分の 25 相当額）を控除できることとする（措法 10 の 5 の 4 ②）。

イ 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が 100 分の 2.5 以上であること。

ロ 教育訓練費の額から中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額のその中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が 100 分の 10 以上であること、又はその中小事業者が、その年の 12 月 31 日までにおいて中小企業等経営強化法の認定を受け、当該認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたものであること。

《適用関係》 この改正は、平成 31 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 65）。

○ **中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）** (所得税・法人税・法人住民税) 拡充・延長

- 従来の制度から**支援を深掘り(控除率10→15%)**するとともに、**制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し**、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、大企業並みの**高い賃上げ(2.5%以上)**に加えて**人材投資や生産性向上**に取り組みむ企業には、**更に大胆な支援を実施(控除率22%→25%)**。

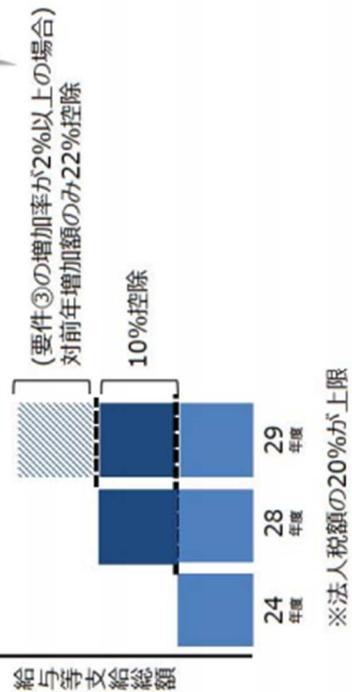
現行制度

適用の要件

- 【要件①】 給与等支給総額が対基準年度（平成24年度）比で3%以上増加
- 【要件②】 給与等支給総額が前年度以上
- 【要件③】 平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除



改正概要

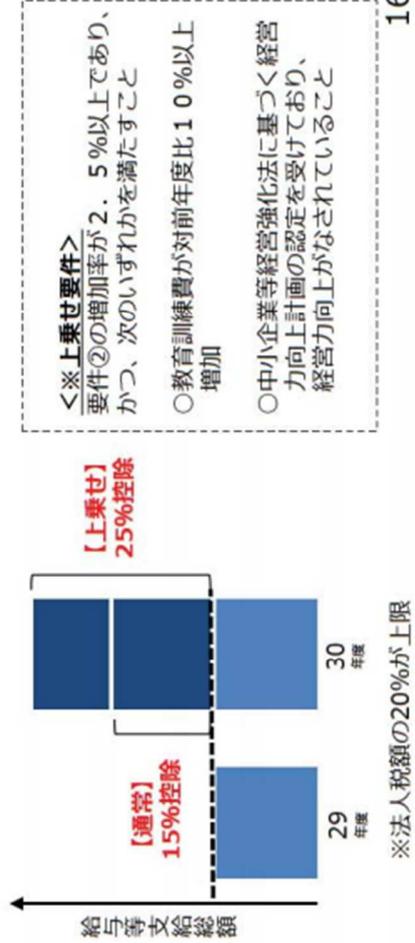
【適用期限：平成32年度末まで】

適用の要件

- 【要件①】 給与等支給総額が前年度以上
※**基準年度との比較要件は撤廃**
- 【要件②】 平均給与等支給額が前年度比で**1.5%以上増加**
※なお、**計算方法を簡素化**

税額控除

【通常】 給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**
【上乗せ】 一定の要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**



〔出典〕 中小企業庁「平成30年度 中小企業・小規模事業者関係税制改正について」

4. その他の所得税関係（令和元年度改正）

（1）仮想通貨に係る措置

仮想通貨に係る措置が次のとおり創設されました。

① 居住者の仮想通貨につき事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年 12 月 31 日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法（総平均法又は移動平均法）により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合等には、総平均法により評価した金額）とするほか、仮想通貨を棚卸資産の範囲から除外するなど、所要の整備が行われました（所法 2①十六、48 の 2、所令 5、119 の 2～119 の 7）。

② 棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入（所法 40）について、その対象となる棚卸資産に準ずる資産に、仮想通貨が加えられました（所令 87）。

《適用関係》上記①の改正は、令和元年分以後の所得税について適用されます。なお、評価方法の選定に関して、平成 31 年 4 月 1 日に現に仮想通貨を有する個人については、同日にその仮想通貨を取得したものとみなす一定の経過措置が講じられています（改正法附則 3、改正所令附則 4）。

上記②の改正は、令和元年分以後の所得税について適用されます（改正所令附則 2）。

（2）確定申告書の記載事項及び添付書類（所法 120 等）

① その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が確定申告書を提出する場合には、その確定申告書の記載事項のうち年末調整で適用を受けた控除額と同額である所得控除に係る事項については、その控除の額等の簡便な記載によることができることとされました（所法 120①、122③、125④、127④、所令 263①、所規 47①②④、48②）。

② 次に掲げる書類については、確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示することを要しないこととされました（旧所法 120③四、旧所令 262⑤、旧措令 4 の 2⑨⑩、25 の 9⑭⑮、25 の 11 の 2⑳、25 の 12 の 2㉔）。

イ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票

ロ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書

ハ 配当等とみなす金額に関する支払通知書

ニ 上場株式配当等の支払通知書

ホ 特定口座年間取引報告書（※）

ヘ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書

ト 特定割引債の償還金の支払通知書

（※）その年中に特定口座以外で株式等の譲渡がないときは、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」（以下「計算明細書」という。）の添付に代えることができる旨の規定は引き続き存置された上、金融商品取引業者等から電子メール等により提供を受けた特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に印刷したものの

についても、その添付をもって計算明細書の添付に代えることができることとされました（措令 25 の 10 の 10⑦）。

なお、電磁的記録印刷書面、いわゆるQRコード付きの「特定口座年間取引報告書」の添付をもって計算明細書の添付に代えることができる旨の規定は廃止されました。

③「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける際に確定申告書等に添付することとされていた相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類（相続税申告書第1表、第11表、第11の2表、第14表及び第15表の写し）については、添付することを要しないこととされました（措規 18 の 18①）。

《適用関係》上記①の改正は、令和元年分以後の確定申告書を平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する場合について（改正法附則 6 ①、改正所令附則 6）、上記②の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に確定申告書を提出する場合について適用されます（改正法附則 6 ②）。

Ⅱ. 平成30年度より適用されている主要項目（再確認）

1. 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法28の2）の適用期限の延長（平成30年度改正）

適用期限が令和2年3月31日まで2年延長されました（措法28の2①）。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額における損金算入の特例措置の延長

（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

1. 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める特例制度。
※ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限る。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。



（注）20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

25

〔出典〕 厚生労働省「平成30年度厚生労働省関係税制改正について」

2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5）の適用期限の延長（平成 30 年度改正）

適用期限が令和元年 12 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 41 の 5 ⑦一）。

（特例の内容）

マイホーム（旧居宅）を令和元年 12 月 31 日までに売却して、新たにマイホーム（新居宅）を購入した場合に、旧居宅の譲渡による損失（譲渡損失）が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得など他の所得から控除（損益通算）することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後 3 年以内に繰り越して控除（繰越控除）することができます。

※この制度は住宅借入金等特別控除の制度との併用が可能です。

3. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5 の 2）の適用期限の延長（平成 30 年度改正）

適用期限が令和元年 12 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 41 の 5 の 2 ⑦一）。

（特例の内容）

令和元年 12 月 31 日までに住宅ローンのあるマイホームを住宅ローンの残高を下回る価額で売却して損失（譲渡損失）が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得など他の所得から控除（損益通算）することができます。さらに損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後 3 年以内に繰り越して控除（繰越控除）することができます。

なお、これらの特例は、新たなマイホーム（買換資産）を取得しない場合であっても適用することができます。

4. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（平成 29 年度改正）

（1）配偶者控除（所法 83）

配偶者控除の控除額について、居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされ、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされています（所法 83①）。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

(2) 配偶者特別控除（所法 83 の 2）

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円 123 万円以下（改正前：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額は、配偶者の合計所得金額及び居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています（所法 83 の 2 ①②）。

		居住者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者の 合計所得金額	38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

(3) 配偶者に関する用語の確認

(イ) 同一生計配偶者（所法 2 ①三十三）

居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第 57 条第 1 項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの（第 33 号の 4 において「青色事業専従者等」という。）を除く。）のうち、合計所得金額が 38 万円以下である者をいう。

(ロ) 控除対象配偶者（所法 2 ①三十三の二）

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者をいう。

(ハ) 源泉控除対象配偶者（所法 2 ①三十三の四）

居住者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が 85 万円以下である者をいう。

(4) 配偶者に係る障害者控除の適用

障害者控除の対象となる配偶者は、「同一生計配偶者」と定められているため（所法 79 ②、③）、居住者の所得金額にかかわらず「障害者控除」の適用を受けることができます。したがって、居住者の所得が 1,000 万円を超えているために「配偶者控除」の適用が受けられない場合であっても、「障害者控除」の適用が受けられますので、忘れないように注意が必要です。

Ⅲ. その他の項目

1. 上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置（平成 29 年度より）

個人住民税配当割の課税標準である特定配当等（地法 23①十五）のうち、特定上場株式等の配当等（措法 8 の 4②）については、所得税・個人住民税ともに①総合課税、②申告不要（源泉徴収のみ）、③申告分離課税のいずれかを選択できることとされているところ、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項を基に課税できること等を明確化するための改正が行われました（地法 32⑬、313⑬、地法附則 33 の 2②⑥）。

また、株式等譲渡所得割については、総合課税は選択できませんが、源泉分離又は申告分離課税を選択できることとなっており、上記と同様の改正（地法 32⑮、313⑮）が行われるほか、租税条約（取決め）締結相手国の投資事業組合等を通じて国内に住所を有する者に支払われる配当等についても、上記と同様の改正（実特法 3 の 2 の 2⑦⑬、外国居住者等所得相互免除法 8 ⑤⑩）が行われました。

大阪市の場合（以下大阪市ホームページより、平成 31 年度分（令和 2 年度分は準備中））

上場株式等の配当等所得および譲渡所得等の課税方式の選択について

平成 29 年度の税制改正により、上場株式等の配当等所得及び譲渡所得等（源泉徴収を選択した特定口座分）について、所得税では分離課税、個人市・府民税では申告不要とするなど、異なる課税方式を選択できることが明確化されました。

所得税と住民税において、異なる課税方式を選択する場合、住民税に係る納税通知書が送達されるときまでに、所得税と異なる課税方式を選択するための申告を行う必要があります。

また、大阪市においては、課税方式を選択する旨を十分に確認するため、市民税・府民税申告書のご提出の際、あわせて市民税・府民税申告書付表（課税方式選択用）の提出についてご協力をお願いしています。

上場株式等の配当等所得および譲渡所得等の課税方式

上場株式等の配当等所得の課税方式

配当等所得	所得税における課税方式	住民税における課税方式	住民税における総所得への算入	国保料等への影響の可能性	配当割額の適用	配当控除の適用
上場株式の配当所得 (大口株主に該当しない場合)	申告不要	申告不要	含めない	なし	なし	なし
	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	あり	なし
	総合課税	総合課税	含める	あり	あり	あり
	以上の課税方式により選択	所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能 (例：所得税は申告分離課税 住民税は申告不要 など)				
大口株主分及び一般口座分 (少額配当に該当しない場合)	総合課税	総合課税	-	-	-	あり
	申告要	必ず申告が必要です。 また所得税と住民税で異なる課税方式の選択はできません。				

上場株式等の譲渡所得等の課税方式

譲渡所得等	所得税における課税方式	住民税における課税方式	住民税における総所得への算入	国保料等への影響の可能性	株式等譲渡割額の適用
特定口座 (源泉徴収を選択したもの)	申告不要	申告不要	含めない	なし	なし
	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	あり
	以上の課税方式により選択	所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能 (例：所得税は申告分離課税 住民税は申告不要 など)			
上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	-	-	なし
	申告要	必ず申告が必要です。 また所得税と住民税で異なる課税方式の選択はできません。			

- 上場株式等の配当等所得および譲渡所得等を市民税・府民税ですべて申告不要とする場合の記載方法
- 市民税・府民税申告書の記載方法
 - ①【表面】 あて先部分に氏名・住所・生年月日・電話番号を記載
 - ②【裏面】 ●課税方式の選択に関する事項の「所得税と異なる課税方式」を選択してください。

●課税方式の選択に関する事項

上場株式等の譲渡所得または配当等に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する方は、に「/」を入れて申告書とともに申告書表(課税方式選択欄)を提出してください。

所得税と異なる課税方式を選択します。

- ③【裏面】13 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項「欄」に「0円」と記載してください。
- 13 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
- 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等
- 配 当 割 額 控 除 額 円
- 株式等譲渡所得割額控除額 円

- 市民税・府民税申告書付表 (課税方式選択用) の記載方法
 - ※市民税・府民税申告書付表 (課税方式選択用) の裏面に留意事項や添付書類について記載しています。記載事項をご確認いただき、ご記入ください。

- ① 氏名・住所・生年月日・電話番号を記載
- ② I (1) 上場株式等の配当等所得・譲渡所得等について、個人市・府民税はすべて申告不要を選択します。にチェックしてください。

I 上場株式等の配当等所得・譲渡所得等 (特定口座分(源泉徴収あり))の課税方式の選択について

(1) 上場株式等の配当等所得・譲渡所得等について、個人市・府民税はすべて申告不要を選択します。

⇒ すべて申告不要とする場合、IIの①～⑤に「0円」と記入してください。

- ③ II 個人市・府民税にて申告する上場株式等の配当等所得金額・譲渡所得等金額 (源泉徴収を選択した特定口座分) について欄の①～⑤にすべて「0円」を記載してください。

II 個人市・府民税にて申告する上場株式等の配当等所得金額・譲渡所得等金額 (特定口座分(源泉徴収あり))について

所得の種類	所得税の課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
上場株式等の配当等所得	① 総合課税分 ② 分離課税分	0 0	④ 配当割額 0
上場株式等の譲渡所得等	③ 分離課税分	0	⑤ 株式等譲渡所得割額 0

- ご提出いただく書類
 - ・市民税・府民税申告書
 - ・市民税・府民税申告書付表 (課税方式選択用) ※左記書類は上記申告書の提出にあわせて提出をお願いします。
 - 申告書の提出時にあわせてご提示をお願いしている書類
 - ・確定申告書を提出した場合は、確定申告書の控え一式 (確定申告書の第1表～第4表 (1) (2) 及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など)
 - ・特定口座年間取引報告書の写しや上場株式配当等の支払通知書の写しなど
- ◆ 申告書は個人市・府民税の納税通知書が送達されるときまでに提出をお願いします。
(この期日を過ぎた場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。)
- ※納税通知書の送達時期の目安
給付所得等特別徴収をされている方については、特別徴収税額決定通知書の送付により税額が確定していることから、特別徴収税額決定通知書送達後 (給与支払者より5月31日までに納税義務者へ交付) は所得税と異なる課税方式を選択することはできません。
- 普通徴収の方については、個人市・府民税税額決定通知書を例年6月上旬に、順次送付しております。

- 平成 31 年度分 市民税 府民税 申告書付表 (課税方式選択用)
- すべて申告不要の場合
- フリガナ オオサカ タロウ
- 氏名 大阪 太郎
- 住所 大阪市北区中之島 丁目▲-◆
- 生年月日 50 . 1 . 1
- 電話番号 090 - 1234 - 9876

- 【※留意事項及び添付書類などについては、裏面をご確認ください。】
- I 上場株式等の配当等所得・譲渡所得等 (特定口座分(源泉徴収あり))の課税方式の選択について
- (1) 上場株式の配当等所得・譲渡所得等について、個人市・府民税はすべて申告不要を選択します。
⇒ すべて申告不要とする場合、IIの①～⑤に「0円」と記入してください。
- (2) 上場株式の配当等所得・譲渡所得等について、個人市・府民税は次のとおり申告します。

取引口座	所得の種類	所得税の課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	所得の種類	市・府民税で課税する課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	個人市・府民税で申告する内容
証券会社 銀行 ()	配当等所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	配当等所得	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円	
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ②分離課税分	円	
証券会社 銀行 ()	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	⑤株式等譲渡所得割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円	
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ②分離課税分	円	
証券会社 銀行 ()	配当等所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	配当等所得	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円	
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ②分離課税分	円	
証券会社 銀行 ()	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	⑤株式等譲渡所得割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円	
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ②分離課税分	円	

- ⇒ ①～⑤のそれぞれの合計額を、IIの①～⑤に記入してください。
 - II 個人市・府民税にて申告する上場株式等の配当等所得金額・譲渡所得等金額 (特定口座分(源泉徴収あり))について
- | 所得の種類 | 所得税の課税方式 | 配当等所得の額
譲渡所得等の額 | 配当割額
株式等譲渡所得割額 |
|-------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 上場株式等の配当等所得 | ① 総合課税分
② 分離課税分 | 0
0 | ④ 配当割額
0 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | ③ 分離課税分 | 0 | ⑤ 株式等譲渡所得割額
0 |
- 総合課税を選択した場合には、市民税・府民税申告書の「2. 所得金額 配当⑤」欄に所得金額を転記してください。
 - ②または③に所得金額がある場合は、市民税・府民税申告書 (分離課税等) も合わせて提出が必要です。
 - 市民税・府民税申告書 (分離課税等) には、②については、「5 所得金額②」上場株式等の配当等、③については、「5 所得金額③」上場株式等の譲渡所得等に転記してください。
 - 配当割額及び譲渡割額については、市民税・府民税申告書裏面「13配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に金額を転記してください。

◎所得税と個人市・府民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

申告書の提出期限について

所得税と個人市・府民税において異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書が送達される時までに**申告いただくことが必要です。

(この期限を徒過した場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。)

また、確定申告書のみを提出された場合は、確定申告書における課税方式と同じ課税方式にて個人市・府民税の課税を行うこととなります

※納税通知書の送達時期の目安

給与所得等で特別徴収をされている方については、特別徴収税額決定通知書の送付により税額が確定していることから、特別徴収税額決定通知書送達後(給与支払者より5月31日までに納税義務者へ交付)は所得税と異なる課税方式の選択はできません。

普通徴収の方については、個人市・府民税納税通知書を例年6月上旬に、順次送付しております。

所得税と個人市・府民税において、異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と個人市・府民税において、異なる課税方式を選択が可能な所得については、上場株式等の配当等に係る所得及び上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収を選択した特定口座分)です。

※源泉徴収されていない特定口座(簡易申告口座分)及び大口株主分、一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。

また、同一の源泉徴収口座内で、譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、上場株式等の配当等所得に係る所得のみを申告不要とすることはできません。

申告書の提出時にあわせてご提示をお願いしている書類について

・確定申告書を提出した場合は、確定申告書の控えの写し一式

(確定申告書の第1表～第4表(1)(2)及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 など)

・特定口座年間取引報告書の写しや上場株式配当等の支払通知書など

※上記書類のご提示は、本市にて適正に課税方式を確認するためにお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

課税方式を選択することによる留意事項について

・申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。

・個人市・府民税の配当等所得及び譲渡所得等金額を申告することにより、国民健康保険料などの保険料の算定に影響を及ぼす場合があります。

・ご提出いただいた内容によって、お問い合わせさせていただく場合がございますので、電話番号のご記入をお願いします。

◎繰越損失がある場合

当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達される時までに、別途「**上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書**」の提出が必要です。

※所得税において所得申告及び繰越損失の適用を行い、住民税においては申告不要とした場合においても、翌年に繰越損失額を繰り越すための申告が必要です。

また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と住民税における繰越損失額に相違がある場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、住民税においても申告及び繰越損失額の申告を行ってください。

(その年に株式等の譲渡がなかった年も、譲渡損失額を翌年に繰り越すための申告が必要です。)

申告がない場合、本来適用可能な繰越損失額の適用を行うことができなくなる場合があります。

2. 仮想通貨の取扱い（所得税）⁴

（1）仮想通貨の定義

資金決済法2条5項において、「仮想通貨」について以下のように定められています。

この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（2）仮想通貨が課税される場合

（イ）仮想通貨を売却した場合

（ロ）仮想通貨で商品を購入した場合

保有する仮想通貨を譲渡したことになります。

（ハ）仮想通貨同士の交換を行った場合

引き渡した仮想通貨で取得した仮想通貨を購入したことになります。

（ニ）仮想通貨をマイニングにより取得した場合

その時の仮想通貨の時価が収入金額になります。

※マイニングとは「取引データを承認する作業」のことで、作業に対する報酬は新しいビットコインで支払われます。

（3）仮想通貨が課税されない場合

（イ）仮想通貨の分裂（分岐）により仮想通貨を取得した場合

所得税法上、経済的価値のあるものを取得した場合には、その取得時点における時価を基にして所得金額を計算します。

しかしながら、ご質問の仮想通貨の分裂（分岐）に伴い取得した新たな仮想通貨については、分裂（分岐）時点において取引相場が存しておらず、同時点においては価値を有していなかったと考えられます。

したがって、その取得時点では所得が生じず、その新たな仮想通貨を売却又は使用した時点において所得が生じることとなります。

なお、その新たな仮想通貨の取得価額は0円となります。

⁴ 「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」（平成30年11月国税庁）、延平昌弥ほか『事例で学ぶビットコインの会計税務Q&A50選』（清文社、2018）参照。

(D) 仮想通貨の自身のウォレットなどへの移動（他の通貨等への換金なし）

仮想通貨を他の通貨等への換金せずに、ウォレットや他の取引所への移動は資産の引き渡しにはならないと考えられます。

(4) 仮想通貨の所得区分

仮想通貨取引により生じた損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、

- ・ その仮想通貨取引自体が事業と認められる場合（注1）
- ・ その仮想通貨取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合（注2）

を除き、雑所得に区分されます。

（注）1 「仮想通貨取引自体が事業と認められる場合」とは、例えば、仮想通貨取引の収入によって生計を立てていることが客観的に明らかである場合などが該当し、この場合は事業所得に区分されます。

2 「仮想通貨取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合」とは、例えば、事業所得者が、事業用資産として仮想通貨を保有し、棚卸資産等の購入の際の決済手段として使用した場合が該当します。

（所法 27、35、36）

(5) 仮想通貨の取得価額の計算方法

同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合の当該仮想通貨の取得価額の算定方法としては、移動平均法を用いるのが相当です（ただし、継続して適用することを要件に、総平均法を用いても差し支えありません。）。

(6) その他（タックスアンサーNo. 1525）

仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合

[平成31年4月1日現在法令等]

問 仮想通貨を預けていた仮想通貨交換業者が不正送信被害に遭い、預かった仮想通貨を返還することができなくなったとして、日本円による補償金の支払を受けました。

この補償金の額は、預けていた仮想通貨の保有数量に対して、返還できなくなった時点での価額等を基に算出した1単位当たりの仮想通貨の価額を乗じた金額となっています。

この補償金は、損害賠償金として非課税所得に該当しますか。

答 一般的に、損害賠償金として支払われる金銭であっても、本来所得となるべきもの又は得べかりし利益を喪失した場合にこれが賠償されるときは、非課税にならないものとされています。

ご質問の課税関係については、顧客と仮想通貨交換業者の契約内容やその補償金の性質などを総合勘案して判断することになりますが、一般的に、顧客から預かった仮想通貨を返還できない場合に支払われる補償金は、返還できなくなった仮想通貨に代えて支払われる金銭であり、

その補償金と同額で仮想通貨を売却したことにより金銭を得たのと同じの結果となることから、本来所得となるべきもの又は得られたであろう利益を喪失した部分が含まれているものと考えられます。

したがって、ご質問の補償金は、非課税となる損害賠償金には該当せず、雑所得として課税の対象となります。

なお、補償金の計算の基礎となった1単位当たりの仮想通貨の価額がもともとの取得単価よりも低額である場合には、雑所得の金額の計算上、損失が生じることになりますので、その場合には、その損失を他の雑所得の金額と通算することができます。

(所法 35、36)

3. 寄附金の取扱い

国や地方公共団体、特定の法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ・個人が特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得金額から差し引かれます。
- ・個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党若しくは政治資金団体に対する寄附金又は個人が支出した認定 NPO 法人等若しくは公益社団法人等に対する寄附金については、1 寄附金控除（所得控除）の適用を受けるか、2 寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

(1) 寄附金控除（所得控除）

寄附金控除は次の算式で計算します。

(その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - (2 千円) = (寄附金控除額)

注：特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

(2) 寄附金特別控除（税額控除）

(イ) 政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

(その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 30% = (政党等寄附金特別控除額)

◎100 円未満の端数切捨て

(ロ) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

(その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 40% = (認定 NPO 法人等寄附金特別控除額)

◎100 円未満の端数切捨て

(ハ) 公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

(その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金(一定の要件を満たすもの)の額の合計額 - 2 千円) × 40% = (公益社団法人等寄附金特別控除額)

◎100 円未満の端数切捨て

注1：(イ)～(ハ)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。

注2：(イ)の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。(ロ)及び(ハ)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

注3：上記(1)及び(2)の算式中の2千円は、寄附金控除と寄附金特別控除(税額控除)とを合わせた金額です。

(3) 控除を受けるための手続

・寄附金控除又は寄附金特別控除(税額控除)に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。

・政治活動に関する寄附金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」を申告書に添付する必要があります。

注：確定申告書を提出するときまでに「寄附金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第速やかに所轄税務署に提出します。

・一定の特定公益増進法人に対する寄附や、特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人又は信託が適格であることなどの証明書の写し又は認定書の写しを申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

注：寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるときは、上記書類を申告書に添付する必要があります。

・その他の寄附については、寄附した団体等から交付された寄附金の受領証又は電磁的記録印刷書面(電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)などを、申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

(4) 特定寄付金とは

(イ) 国又は地方公共団体に対する寄附金

注:学校の入学に関して寄附するものは除きます。

次の(ロ)及び(ハ)においても同じです。

(ロ) 指定寄附金

公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したものの

(ハ) 特定公益増進法人に対する寄附金

公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの

(ニ) 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育 又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(ホ) 認定 NPO 法人等 (※) に対する寄附金

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたものなど (認定 NPO 法人等) に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

※「認定 NPO 法人等」とは、所轄庁の認定を受けた認定 NPO 法人 (特例認定を受けた特例認定 NPO 法人を含みます。) をいいます。認定 NPO 法人等の一覧は、内閣府ホームページ (www.npo-homepage.go.jp) をご覧ください。

注:認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

(ハ) 政治活動に関する寄附金

個人が支出した次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの

- (1) 政党 (支部を含みます。)
- (2) 政治資金団体
- (3) その他の政治団体で一定のもの
- (4) 一定の公職の候補者

(ト) 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額など

〈参考〉個人住民税における寄附金税額控除について

都道府県・市区町村や住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合は、住民税 (翌年度) において寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除を受けるには、原則として所得税及び復興特別所得税の確定申告又は住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っていただく必要があります。

注1:住民税の控除を受けるために、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告のみを行った場合は所得税の寄附金控除は受けられませんので、ご注意ください。

注2:確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税 (都道府県・市区町村に対する寄附) を行う場合、確定申告を行わずにふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

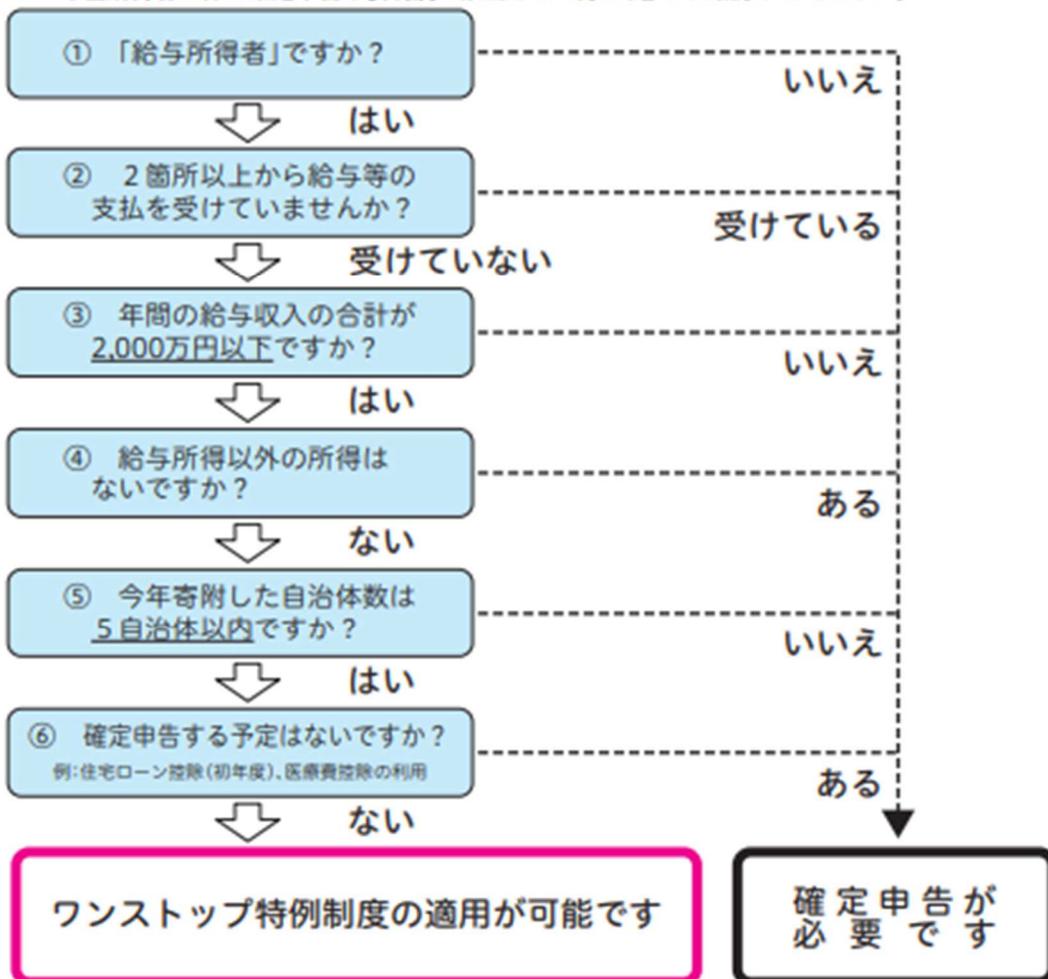
(5) ふるさと納税ワンストップ特例

ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行われた方は、原則として、所得税の確定申告は不要です（所得税の控除額も個人住民税から控除されます。）。

※ 令和元年6月1日以降のふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体に対する寄附金については、ふるさと納税の対象となりません（指定の有無については総務省のホームページをご確認ください。）。

《ワンストップ特例の適用確認シート》

※ 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当される方は、⑤から確認してください。



ふるさと納税の申告漏れにご注意ください!!

次の場合に該当する方は、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

- ① 所得税の確定申告書を提出する場合（医療費控除の適用を受けるために、確定申告をする場合など）
- ② ふるさと納税先の自治体数が6団体以上となる場合

〔出典〕国税庁ホームページ「寄附金控除（ふるさと納税）を受けられる方へ」

(6) 「ふるさと納税」を支出した者が地方公共団体から謝礼を受けた場合の課税関係**(国税庁質疑応答事例集)****【照会要旨】**

A市では、市外に在住する者から1万円以上の寄附を受けた場合、この寄附に対する謝礼として、市の特産品(3,000円程度)を送ることとし、総務省からふるさと納税の対象となる団体の指定を受けています。

この場合の寄附者が受ける経済的利益について、課税関係は生じますか。

【回答要旨】

寄附者が特産品を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。なお、その年中にこの特産品(3,000円程度)に係る一時所得のほか一時所得に該当するものがないときには、課税関係は生じません。

所得税法上、各種所得の金額の計算上収入すべき金額には、金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額も含まれます(所得税法第36条第1項)。

ふるさと納税の謝礼として受ける特産品に係る経済的利益については、所得税法第9条《非課税所得》に規定する非課税所得のいずれにも該当せず、また、地方公共団体は法人とされていますので(地方自治法第2条第1項)、法人からの贈与により取得するものと考えられます。

したがって、特産品に係る経済的利益は一時所得に該当します(所得税法第34条、所得税基本通達34-1(5))。

なお、一時所得の金額は次のように計算します。

(算式)

$$\text{一時所得の金額} = \left[\text{A その年中の一時所得に係る総収入金額} \right] - \left[\text{B その収入を得るために支出した金額の合計額(注1)} \right] - 50 \text{万円(注2)}$$

(注)1 その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られます。

2 AからBを控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額となります。

【関係法令通達】

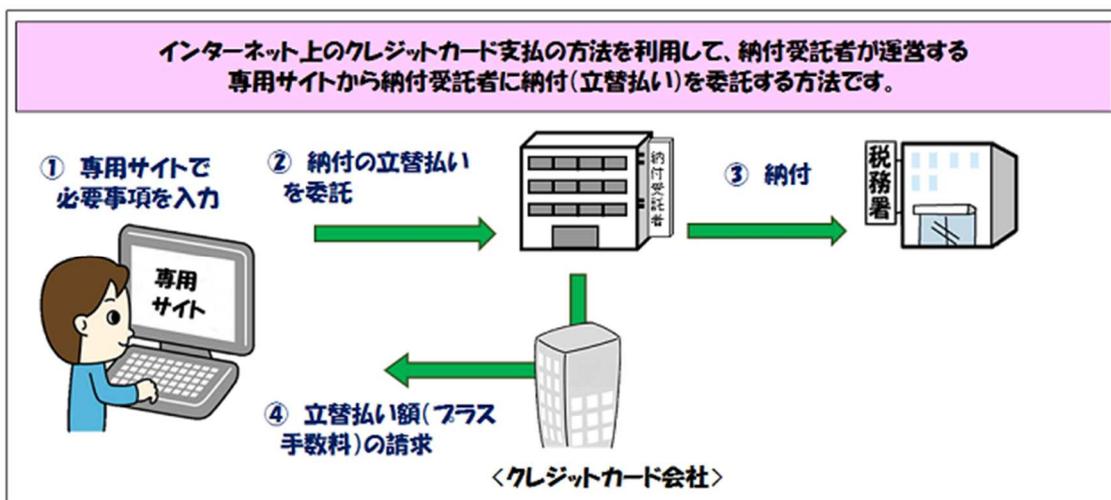
所得税法第9条、第34条、第36条、所得税基本通達34-1(5)、地方自治法第2条第1項

4. クレジットカード納付の手続

(1) 概要

クレジットカード納付とは、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続です。

「国税クレジットカードお支払サイト」は国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。



(2) 利用可能な税金の種類等

(イ) 利用可能税目（税金の種類）

全ての税目

ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用できない税目があります。詳しくは、クレジットカード納付のQ&Aをご確認ください。

(ロ) 利用可能額

1 度の手続につき、1,000 万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額（決済手数料含む）

(ハ) 利用可能なクレジットカード

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD

(ニ) 利用可能時間

24 時間（メンテナンス作業等でご利用できない時間が生じる場合があります。）

なお、e-Tax からアクセスする場合は、e-Tax の利用可能時間に限りです。

（３）利用に当たっての注意事項等

（イ）手数料

納付税額に応じた決済手数料がかかります。

※ 決済手数料は、国の収入になるものではありません。

納付税額	決済手数料(税抜)
1円～10,000円	76円
10,001円～20,000円	152円
20,001円～30,000円	228円
30,001円～40,000円	304円
40,001円～50,000円	380円
※以降、10,000円を超えるごとに決済手数料76円(税抜)が加算されます。	

（ロ）領収証書

発行されません。

領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。

（ハ）その他

「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。

納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。

国税のクレジットカード納付はインターネット上のみの手続であり、金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

（４）納付手続

（イ）専用サイトへのアクセス

インターネットの利用が可能なパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から、納付受託者が運営する「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

※ アクセス方法

1 国税庁ホームページから

国税庁ホームページで「国税クレジットカードお支払サイト」をクリックしてアクセス

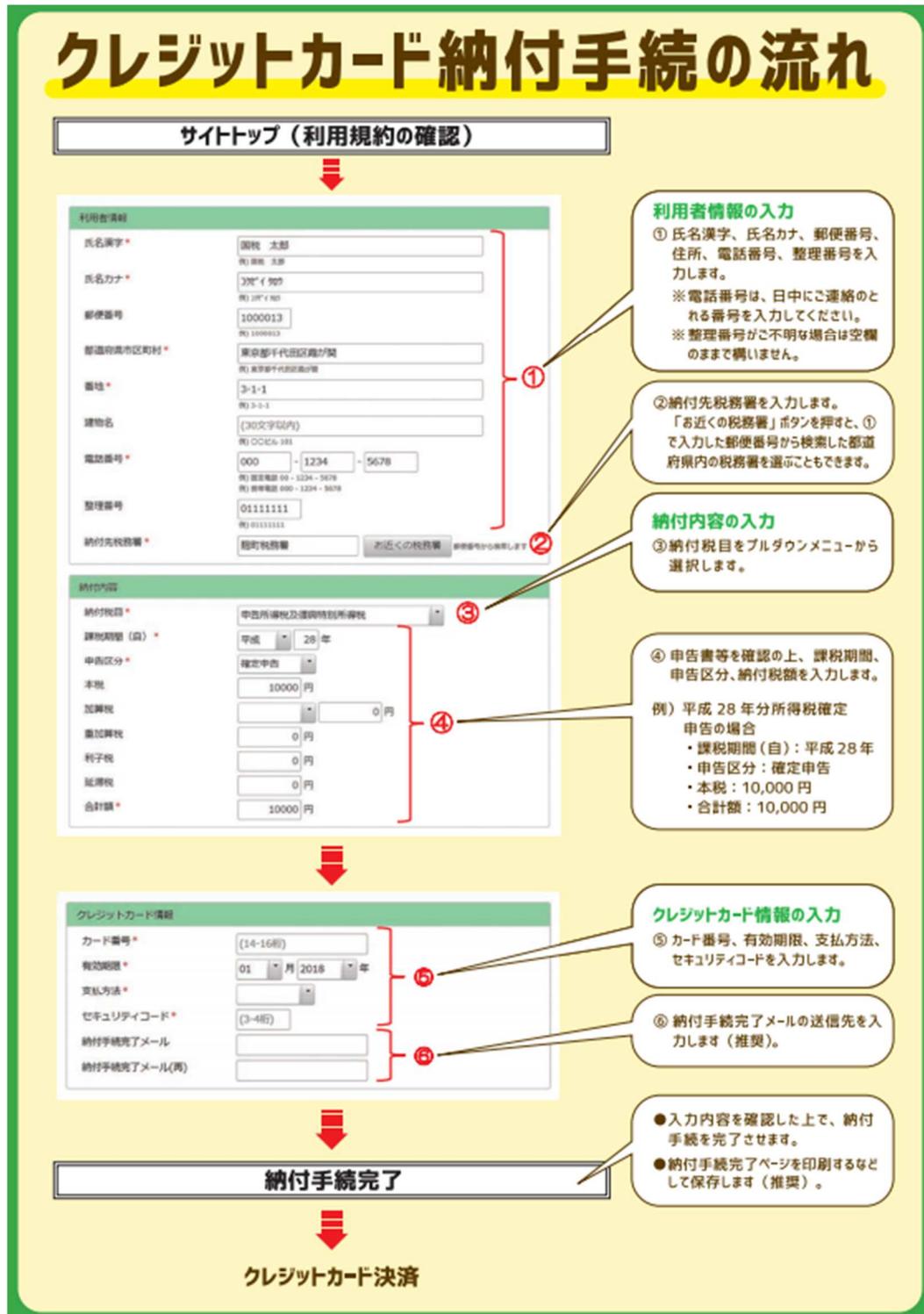
2 確定申告書等作成コーナーから

確定申告書等作成コーナーで、納税額のある申告書を作成した場合等に表示される納付方法の案内画面からアクセス

3 e-Tax（国税電子申告・納税システム）から

e-Tax を利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス

(ロ) 専用サイトでの納付（委託）手続



〔出典〕 国税庁ホームページ

(5) クレジットカード納付のQ & A (国税庁ホームページ)

Q1-8 一度クレジットカード納付の手続を行うと、次回以降も自動的にクレジットカード納付はされますか。

(答)

クレジットカード納付は継続的な手続ではありませんので、その都度納付手続を行う必要があります。

Q1-9 振替納税を利用しているのですが、クレジットカード納付の利用に当たり、何か注意することはありますか。(平成30年2月16日掲載)

(答)

振替納税を利用されている方は、申告手続等により税額が確定すれば、振替納税の口座引落日(振替日)に自動振替により納付手続が完了します。

そのため、振替納税によらずクレジットカードにより納付を希望される場合は、特に振替納税の口座引落日(振替日)が納期限と同一になる次の税金について、振替納税による引落しがされないよう、あらかじめ所轄の税務署へ連絡した上でクレジットカード納付をご利用ください。

○ 申告所得税及び復興特別所得税

- 1 予定納税1期分(納期限:7月31日)
- 2 予定納税2期分(納期限:11月30日)
- 3 確定申告延納分(納期限:5月31日)

※ 上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

Q2-5 1,000万円以上の国税を納付する場合も、クレジットカード納付を利用することはできますか。

(答)

クレジットカード納付の利用可能額(1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料含む))は、クレジットカード納付手続1度ごとの利用可能額となりますので、決済可能額以下であれば、納付手続を複数回行うことで、クレジットカード納付の利用が可能です。

Q2-21 家族等の国税を納付することはできますか。

(答)

ご家族等の国税もクレジットカードによる納付は可能です(利用者情報にご家族等の情報を入力してください)。

なお、クレジットカード納付は、カードの名義人の方が行ってください。

5. 国外財産調書制度

(1) 制度の概要

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が講じられています。

1 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関する所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減されます。

2 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要な事項の記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されます。

3 正当な理由のない国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています。

上記措置については、3を除き、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます。（3については、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。）

（注1） 国外財産とは、「国外にある財産をいう」とされ、「国外にあるか」どうかの判定は、財産の種類ごとに、その年の12月31日の現況で行います。

（注2） 国外財産調書を提出する際には、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（国外送金等調書法5、6、10、国外送金等調書令10～12、国外送金等調書規12、13、別表第1、第2）

「国外財産調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成24年度税制改正において、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する方からその保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度として、「国外財産調書制度」が創設され、平成26年1月から施行されています。

制度の概要等

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」(注1)の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産(注2)を有する方は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(注)1 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

2 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とこととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

- (例)・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在
 ・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
 ・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

(注) 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等やFAQでご確認ください。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

(注)1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』（www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm）をご覧ください。

◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

(2) 国外財産調書の提出制度（FAQ）（国税庁ホームページ）

【国外財産の所在の判定】

Q5 国外財産調書への記載の対象となる「国外財産」であるかどうかについては、どのような基準に基づき判定するのですか。

（答）

○ 国外財産調書への記載の対象となる「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています（国外送金等調書法24）。

○ 財産が「国外にある」かどうかの判定については、基本的には財産の所在の判定について定める相続税法第10条の規定によることとされています（国外送金等調書法5②、国外送金等調書令10①）。

○ なお、有価証券等（注1）が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿（注2）に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、相続税法第10条第1項及び第2項等の規定にかかわらず、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとされています（国外送金等調書法5②、国外送金等調書令10②）。

（注）1 「有価証券等」とは具体的には次のものをいいます。

- ① 貸付金債権（相続税法第10条第1項第7号に掲げる財産）に係る有価証券
- ② 社債若しくは株式、法人に対する出資又は外国預託証券（相続税法第10条第1項第8号に掲げる財産）
- ③ 集団投資信託又は法人課税信託に関する権利（相続税法第10条第1項第9号に掲げる財産）に係る有価証券
- ④ 国債又は地方債（相続税法第10条第2項に規定する財産）
- ⑤ 外国等の発行する公債（相続税法第10条第2項に規定する財産）
- ⑥ 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書（国外送金等調書規則第12条第3項第2号に規定する財産）
- ⑦ 組合契約等に基づく出資（国外送金等調書規則第12条第3項第3号に規定する財産）に係る有価証券
- ⑧ 信託に関する権利（国外送金等調書規則第12条第3項第4号に規定する財産）に係る有価証券

2 「金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に規定する振替口座簿をいい、外国におけるこれに類するものを含みます。

○ その年の12月31日において保有する各財産が「国外にある」かどうかの具体的な判定については、その財産の現況により、次表により判定します。

財産の所在の判定表

	財産の種類	所在の判定
1	不動産若しくは不動産の上に存する権利	その不動産又は不動産の所在
2	1のうち、船舶又は航空機	船籍又は航空機の登録をした機関の所在 ^(注1)
3	漁業権若しくは租賦権又は採石権	鉱区又は採石場の所在
4	漁業権又は入漁権	漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画
5	金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金 ^(注2)	その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在
6	保険金（保険の契約に関する権利を含みます。） ^(注3)	その保険の契約に係る保険会社等の本店等又は主たる事務所の所在
7	退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（一定の年金又は一時金に関する権利を含みます。） ^(注4)	その給与を支払った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在
8	貸付金債権	その債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在 ^(注5)
9	社債若しくは株式（株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することのできる権利その他これに類する権利を含みます。）が含まれます。）、法人に対する出資又は外国預託証券 ^(注6, 7)	その社債若しくは株式の発行人、その出資のされている法人又は外国預託証券に係る株式の発行人の本店又は主たる事務所の所在
10	集団投資信託又は法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在
11	特許権、実用新案権、意匠権若しくはこれらの実施権で登録されているもの、商標権又は回路配置利用権、育成者権若しくはこれらの利用権で登録されているもの	その登録をした機関の所在
12	著作権、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物が発行されているもの	これを発行する営業所又は事業所の所在
13	1から12までの財産を除くほか、営業所又は事業所を有する者の営業上の権利	営業所又は事業所の所在
14	国債又は地方債	この法律の施行地（国内）
15	外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるもの発行する公債	その外国
16	預託金又は委託証拠金その他の保証金（5に該当する財産を除きます。）	左記の預託金等の受入れをした営業所又は事務所 ^(注8) の所在
17	抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証券	左記の有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在
18	組合契約等に基づく出資	左記の組合契約等に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在
19	信託に関する権利	その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在
20	未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に係る権利	これらの取引に係る契約の相手方である金融商品取引業者等の営業所、事業所その他これらに類するもの ^(注9) の所在
21	1から20までに掲げる財産以外の財産	その財産を有する者の住所（住所を有しない場合は居所）

(注) 1 船籍のない船舶については、相続税法基本通達10-1に基づき、動産としてその所在により国外財産であるかどうかを判定します。
 2 「金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金」とは、相続税法施行令第1条の13に規定するものをいいます。
 3 「保険の契約に関する権利」の所在については、国外送金等調査規則第12条第2項の規定の適用があります。
 4 「一定の年金又は一時金に関する権利」とは、相続税法施行令第1条の3に定める年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含みます。）をいいます。
 5 債務者が2以上ある場合には、主たる債務者とし、主たる債務者がないときは、相続税法施行令第1条の14により判定した一の債務者となります。
 6 「外国預託証券」とは、相続税法施行令第1条の15《有価証券》に規定する外国預託証券をいいます。
 7 「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利）その他これに類する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利）を含みます。）」の所在については、国外送金等調査規則第12条第2項の規定の適用があります。
 8 左記の財産に係る有価証券（Q5（注1）を参照）が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合の取扱いです。

【基本的な考え方】

Q19 国外財産調書に記載する財産の価額は、その年の 12 月 31 日における時価によらなければならないのですか。

(答)

○ 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法 5②、国外送金等調書令 10④、国外送金等調書規則 12⑤）。

○ これは、国外財産の価額について、その年の 12 月 31 日における「時価」の算定が困難な場合等も考えられることから、国外財産調書を提出される方の事務負担等を軽減する観点から時価に準ずるものとして「見積価額」によることを認めることとしているものです。○ したがって、国外財産調書に記載する財産の価額は、その財産の「時価」ではなく「見積価額」を算定し記載しても差し支えありません。

○ なお、「時価」についてはQ20 を、「見積価額」についてはQ21 をそれぞれご確認ください。

Q20 国外財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

○ 国外財産の「時価」とは、その年の 12 月 31 日における国外財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます（通達 5－7 前段）。

その価額は、国外財産の種類に応じて、動産及び不動産等については専門家による鑑定評価額、上場株式等については、金融商品取引所等（注）の公表する同日の最終価格（その年の 12 月 31 日における最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格（通達 5－7 前段括弧書））等となります。

（注）「金融商品取引所等」とは、金融商品取引所のほか、店頭登録等の公表相場があるものを指します。

Q21 国外財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

○ 国外財産の「見積価額」とは、その国外財産の種類等に応じて、次の方法で算定した価額をいいます（国外送金等調書規則 12⑤、通達 5－7 後段、5－9(2)）。

① 事業所得の基因となる棚卸資産

その年の 12 月 31 日における棚卸資産の評価額

② 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る減価償却資産その年の 12 月 31 日における減価償却資産の償却後の価額

③ 上記①及び②以外の財産

その年の 12 月 31 日における国外財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額

なお、「見積価額」の具体的な算定方法については、Q23 以降をご参照ください。

Q22 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。

(答)

○ 財産評価基本通達では、相続税及び贈与税の課税価格の計算の基礎となる各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価の方法を定めています。

国外財産調書に記載する国外財産の価額についても、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えありません。

【提出期限後に提出された国外財産調書の取扱い】

Q45 提出期限内に国外財産調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。

(答)

○ 提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、その国外財産に関する所得税等又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用することとされています（国外送金等調書法6④）。

○ したがって、提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、国外財産等に関する所得税等又は相続税について申告漏れが生じた場合における過少申告加算税等の軽減措置の適用を受けることができる場合があります。

IV. 災害関連税制

1. 資産損失

所得税法では、個人の所有する資産に係る損失については、その対象となる資産の用途、損失の発生原因などの相違により、その取扱いが異なっています。

その主なものは、次のとおりとなります。

(1) 事業用固定資産等の取壊しなどによる損失

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産又は繰延資産について、取壊し、除却、滅失（損壊による価値の減少を含みます。）その他の事由によって生じた損失の金額（保険金、損害賠償金などによって補填される部分の金額及び資産の譲渡によって生じたものを除きます。）は、その者のその損失の生じた年分の必要経費に算入します（所法 51①、所令 140）。

(2) 事業に至らない業務用資産の損失

不動産所得又は雑所得を生ずべき業務用の資産（山林及び生活に通常必要でない資産を除きます。）について生じた損失の金額（保険金、損害賠償金などによって補填される部分の金額及び資産の譲渡によって生じたものを除きます。）については、その損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度として、不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入します（所法 51④）。

なお、損失の原因が災害又は盗難若しくは横領である場合は、雑損控除を選択することができます。

(3) 生活に通常必要でない資産の災害等による損失

火災などの災害又は盗難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額（保険金、損害賠償金などにより補填される金額を除きます。）は、その者のその損失を受けた年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上、控除すべき金額とみなします（所法 62①、所令 178）。

（注）「生活に通常必要でない資産」の範囲は、次のように定められています（所令 178①）。

① 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし、事業と認められるものの用に供されるものを除きます。）

その他射こう的行為の手段となる動産

② 通常は居住の用に供しない別荘等、主として趣味、娯楽又は保養の目的で所有する不動産

③ 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（平成 26 年 4 月 1 日以後生じた損失に限ります。）

④ 生活用動産で所得税法施行令 25 条の規定に該当しないもの（例えば、貴石、貴金属、書画、骨とう品などで 1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超えるもの）

（所基通 51-2、51-6、72-1）

【資産損失の取扱いの概要】

資産の種類	損失の発生事由	損失の取扱い	翌年以後の繰越し	損失の評価
事業用固定資産	取壊し、除去、滅失、その他の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入される(法51①)。	被災事業用資産の損失は青色申告者以外の者であっても翌年以降3年間繰越し、控除される(法70②)。	1 その資産の取得価額等からその損失の基因たる事実の発生直後におけるその資産の価額及び発生資材(例えば廃材等)の価額の合計額を控除した残額に相当する金額(令142、143、178)
棚卸資産	事由のいかんを問わず	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上(棚卸による売上原価の計算を通じて)、必要経費に算入される(法37①)。		
山林	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入される(法51③)。		
生活に通常必要でない資産	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなされる(法62)。	損失の生じた日の属する年分の譲渡所得の金額の計算上控除しきれない部分の金額は、翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除される(法62)。	2 保険金、損害賠償金等で補填される部分の金額は除かれる。
事業以外の業務用資産	災害、盗難、横領以外の事由 災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の不動産所得又は雑所得の金額を限度として、必要経費に算入される(法51④)。	(損益通算、繰越控除なし)	
その他の資産	災害、盗難、横領	雑損控除の対象(法72①)。ただし、「事業以外の業務用資産」の損失については、「災害、盗難、横領以外の事由」の場合に準ずる取扱いを選択することもできる。	翌年以降3年間繰越し、控除される(法71)。	1 損失の生じた日の時価又は原価(簿価)により計算する(令206③)。 2 保険金、損害賠償金等で補填される部分の金額は除かれる。

〔出典〕 税務大学校『所得税法(基礎編)平成31年度(2019年度)版』75頁

2. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等があります。

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②@:「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。								
対象となる資産の範囲	生活に通常必要な資産（注1）	住宅又は家財の損失額（注2）が、その価額の2分の1以上である場合								
所得税の軽減額又は控除額の計算	<p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① $\boxed{\text{損失額 (注2)}} - \boxed{\text{所得金額の10分の1}}$</p> <p>② $\boxed{\text{損失額 (注2)のうち災害関連支出の金額}} - \boxed{5\text{万円}}$</p> <p>※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。</p>	<p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 ・災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。 ・災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 								

(注)1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。

なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

〈令和元年分による比較例〉（国税庁ホームページより）

所得 600 万円、夫婦子供 2 人の場合で災害による損害がないときの所得税及び復興特別所得税の額が 28 万 200 円とした場合、所得税及び復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が 100 万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200 万円、300 万円の場合は所得税法の雑損控除を適用した方が有利になります。

注 1：子供は 16 歳以上で、そのうち 1 人が 19～22 歳の場合です。

注 2：災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除 68 万円、生命保険料控除 4 万円として計算しました。

注 3：損害額は、住宅や家財の 2 分の 1 以上です。

損害額	所得税法（雑損控除）適用による所得税及び復興特別所得税の額	災害減免法適用による所得税及び復興特別所得税の額
100 万円	217,900 円	140,100 円
200 万円	115,800 円	
300 万円	56,600 円	

3. 雑損控除

（1）概要

居住者又はその者と生計を一にする親族（その年分の総所得金額等が基礎控除額以下の者）の有する資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合に控除されます（所法 72、所令 205、206）。

（注）1 親族とは、民 725 に規定する者（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）をいいます。

2 「総所得金額等」とは、次の（イ）と（ロ）の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額となります。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額となります。

（イ）事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）

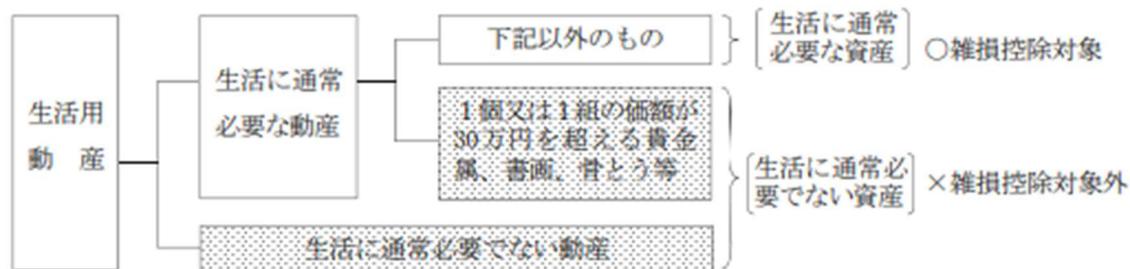
（ロ）総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の 2 分の 1 の金額ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

(2) 雑損控除が適用される資産の範囲及び損失の発生原因

- ・ 雑損控除の対象となる資産は、原則として、生活に通常必要な資産です。

資産の区分



- ・ 損失の発生原因は、「災害」、「盗難」又は「横領」に限定されています。

(3) 損失の金額

損失の金額は、①資産について受けた損失の額、②災害等に関連してやむを得ず支出した金額（以下、「災害関連支出」という）の合計額から、保険金、損害賠償金等によって補填される部分の金額を除いた金額となります（所法 72①、所令 206①）。

(注)1 資産について受けた損失の額は、損失を受けた時の直前におけるその資産の価額（時価）又は原価（簿価）を基礎として計算します（所令 206③）。

2 災害関連支出の金額とは、所令 206①で規定する災害により損壊した住宅、家財などの取壊し費用、除去費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用のうち所令 206①四を除く部分をいいます（所令 206②）。

3 保険金等が損害額を超過した場合は、その超過額は非課税所得となります（所法 9①十七、所令 30 二）。

(4) 計算式

雑損控除の控除額は、災害関連支出の金額の有無等の区分に応じ、次のとおりとなります。

区 分	控 除 額
その年の損失の金額のうち、災害関連支出の金額がない場合又は5万円以下の場合	損失の金額－総所得金額等×1/10
その年の損失の金額のうち、5万円を超える災害関連支出の金額がある場合	損失の金額－次のいずれか低い金額 ① 損失の金額－（災害関連支出の金額－5万円） ② 総所得金額等×1/10
その年の損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合	損失の金額－次のいずれか低い金額 ① 5万円 ③ 総所得金額等×1/10

4. 実際の損失金額の算定

(1) 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

(イ) 住宅に対する損失額の計算

① 住宅の取得価額が明らかな場合

損失額（注1、2）＝（住宅の取得価額－減価償却費）×被害割合

（注）1 保険金、共済金及び損害賠償金などで補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。

2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。

② 住宅の取得価額が明らかでない場合

損失額＝〔（1m²当たりの工事費用×総床面積）－減価償却費〕×被害割合

(ロ) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、(3)に該当するものを除く）

① 家財の取得価額が明らかな場合

損失額＝（家財の取得価額－減価償却費）×被害割合

② 家財の取得価額が明らかでない場合

損失額＝家族構成別家庭用財産評価額×被害割合

(ハ) 車両に対する損失額の計算

損失額＝（車両の取得価額－減価償却費）×被害割合

（注）車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

(2) 計算演習（「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」及び「雑損失の金額の計算書」の作成）

- ・ 家族構成 夫（世帯主年齢 48 歳、所得金額 600 万円）、妻（45 歳）、子供（15 歳）
- ・ 住 所 大阪市天王寺区
- ・ 災 害 名 台風 99 号（令和元年 11 月 18 日）、浸水及び土砂の流入なし
- ・ 被害の状況

①住宅	住宅の区分 平屋	住宅の構造 木造
	取得日 平成 3 年 8 月	総床面積 120 m ²
	取得価額等 不明	被害の区分 半壊
	保険金等で補填される金額	1,000,000 円
②家財	取得価額等 不明	被害の区分 半壊
	保険金等で補填される金額	4,500,000 円
③車両	取得日 平成 27 年 12 月	普通乗用車（生活に通常必要）
	取得価額 2,500,000 円	被害割合 50%
	保険金等で補填される金額	500,000 円
- ・ 住宅に対する修繕費等の支出（令和元年 12 月 10 日支払）
 - 4,000,000 円（うち原状回復費用 3,000,000 万円、原状回復と資本的支出の区分が困難な費用 1,000,000 円）

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所 _____		氏名 _____		
損害年月日	. .	損害の原因		
住宅・家財等の損失額の計算				
住宅の種類	住宅・その他 ()		住宅・その他 ()	
住宅の区分	平屋・二階建・その他 ()		平屋・二階建・その他 ()	
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()	
住宅の取得年月	年 月		年 月	
住宅の床面積	m ²		m ²	
被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下	
浸水時間	24時間以上・24時間未満		24時間以上・24時間未満	
土砂（海水）の流入	有・無		有・無	
1 住宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円
	(2) (1) 以外の場合 1m ² 当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/m ² × _____m ² = _____円	_____千円/m ² × _____m ² = _____円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 (_____) × 経過年数 (_____ 年)	③		
	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	④		
	損害額 (④ × 被害割合 (_____%))	⑤		
	保険金などで補てんされる金額	⑥		
	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦		
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧		円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦・独身)	⑨		円
	(1) 以外の 場合	⑩	大人 1,300,000円 × _____人 = _____円 子供 800,000円 × _____人 = _____円 計 _____円	
	被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪		円
	損害額 ((⑧・⑪) × 被害割合 (_____%))	⑫		
	保険金などで補てんされる金額	⑬		
	差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭		
3 車 両 の 損 失 額	普通・軽の区分		普通・軽	普通・軽
	取 得 年 月		年 月	年 月
	車両の取得価額	⑮	円	円
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 (_____) (_____ 年)	⑯		
	被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰		
	損害額 (⑰ × 被害割合 (_____%))	⑱		
	保険金などで補てんされる金額	⑲		
差引損失額 (⑱ - ⑲)	⑳			
差引損失額の合計 (⑦ + ⑭ + ㉓)	㉓			

書 き 方

- 1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。
- 2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。
- 「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。
- 「損害の原因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。
- 「住宅の種類」欄： 該当するものを○で囲んでください。
- 「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。
なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。
- 「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。
- 「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。
- 「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。
なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。
- 「浸水時間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。
- 「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。
- 「住宅・家財等の損失額の計算」欄
- イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。
住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。
住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。
②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。
③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。
経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。
⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。
- ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。
家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。
なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。
⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。
⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。
- ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。
なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
⑯欄の償却率は、参考2の種類区分に応じた償却率を記載します。
経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
⑰欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。
⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。
- ニ 「保険金などで補てんされる金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

参考 1：住宅の構造別耐用年数表

構 造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70 年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57 年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51 年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40 年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28 年	0.036
木造又は合成樹脂造		33 年	0.031
木骨モルタル造		30 年	0.034

(注1) 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。

(注2) 償却率は、旧定額法で記載しています。

(注3) 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

参考 2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

参考 3：被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)				
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかわりこの割合を使用します。 なお、長期浸水(24 時間以上)の場合には、各割合に 15%を加算した割合を使用します。 「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1 m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床 下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考4：地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）【令和元年分用】

（単位：千円）

		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均		170	235	245	234
札幌局	北海道	172	(151)	(179)	(209)
	青森	(161)	286	288	(205)
仙台局	岩手	176	241	256	(205)
	宮城	171	259	258	(225)
	秋田	(165)	—	(209)	(208)
	山形	170	(22)	252	(161)
	福島	174	(199)	261	(218)
	茨城	(168)	(189)	(215)	(210)
関東信越局	栃木	(166)	(165)	(244)	(209)
	群馬	(168)	(186)	(235)	(210)
	埼玉	(162)	(228)	264	240
	新潟	175	(209)	(187)	(201)
	長野	186	244	248	(222)
	千葉	170	427	248	(230)
東京局	東京都	177	272	312	285
	神奈川	(167)	270	274	255
	山梨	180	—	259	(230)
	富山	175	(143)	278	(193)
金沢局	石川	170	—	(207)	239
	福井	(167)	—	(211)	236
	岐阜	(169)	319	(215)	235
名古屋局	静岡	176	235	(228)	238
	愛知	175	(211)	(234)	241
	三重	183	—	(191)	237
	滋賀	(161)	(212)	(207)	(222)
大阪局	京都	170	290	(240)	237
	大阪	(159)	(127)	(233)	(226)
	兵庫	(167)	(208)	(233)	(230)
	奈良	(161)	(156)	(177)	(222)
	和歌山	(162)	(176)	(157)	(229)
	鳥取	177	—	(194)	(202)
広島局	島根	173	—	(219)	(182)
	岡山	181	(18)	(203)	(221)
	広島	(169)	(176)	(220)	(227)
	山口	171	—	(222)	(230)
高松局	徳島	(162)	—	(196)	(187)
	香川	175	(201)	(200)	(199)
	愛媛	(167)	(12)	(163)	(204)
	高知	176	—	(189)	(213)
福岡局	福岡	(163)	(192)	(200)	(216)
	佐賀	(162)	—	(217)	(199)
	長崎	(165)	333	(209)	(217)
熊本局	熊本	(167)	(135)	(201)	(212)
	大分	(162)	254	(183)	(226)
	宮崎	(153)	—	(206)	(184)
	鹿児島	(165)	272	(190)	(194)
沖縄所	沖縄	192	(190)	(205)	250

(注) 該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合（かっこ書き）又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

参考5：家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注1) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

(注2) 配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。

雑損失の金額の計算書

(平成
令和 年分)

氏名 _____

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。
 なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因		損害年月日	・	・
-------	--	-------	---	---

→申告書第二表「雑損控除」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 (ハ×30%+イ)	
					イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハ イとロの区分が困難な金額		
原状回復のための支出			・	円	円	円	円	円	
			・						
			・						
			・						
			・						
			・						
			・						
			・						
合 計									
取壊し、除去等の費用	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】			
				・	円				
				・					
				・					
				・					
				・					
				・					
				・					
				・					
				・					
合 計									

3 損失額の計算

区 分	住 宅	家 財	車 両			C 合 計
損 害 金 額 (「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には⑤、⑥、⑧の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。)	①	円	円	円	円	円
原 状 回 復 の た め の 支 出 額 (2のA欄の各区分ごとの金額)	②					
①と②のいずれか大きい方の金額	③					
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④	()	()	()	()	()
③ - ④	⑤					
原状回復に係る災害関連支出の金額 (② - ①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥					
取 壊 し、 除 去 等 の 額 の 合 計 額 (2のB欄の各区分ごとの金額)	⑦					
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧	()	()	()	()	()
⑦ - ⑧	⑨					
災 害 関 連 支 出 の 金 額 (⑥ + ⑨)	⑩					
損 失 額 の 計 (① + ⑩)	⑪					

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

		損害金額等の全体	
損害金額 ((③のC) + (⑦のC))	⑫	円	→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に転記します。
保険金などで補てんされる金額 (④のC) + (⑧のC)	⑬		→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。
差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭		
所 得 金 額	⑮		←この計算書の「書き方」をご覧ください。
⑮ × 0.1	⑯		
⑭ - ⑯	⑰	(赤字のときは0)	
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑩)	⑱		→申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。
⑱ - 50,000円	⑲	(赤字のときは0)	
雑 損 失 の 金 額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳		→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。
雑 損 控 除 額 (⑮と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉑		←⑮に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑮)	㉒	(赤字のときは0)	

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。

記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「〇〇地震」などと、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、「住宅」・「家財」・「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額（保険金等を差し引く前の金額）を記入します。
 なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を利用された方は、当該計算書の⑤、⑫、⑬の金額が被災直前の時価を基に計算した損害額となります。
- (2) 「原状回復のための支出額」②欄
 「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (3) 「③から差し引く保険金等で補てんされる金額」④欄
 原状回復のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（③の金額が限度となります。）。
 なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。
- (4) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑦欄
 「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (5) 「⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑧欄
 取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（⑦の金額が限度となります。）。
 なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

- (1) 「損害金額」⑫欄
 災害に係る損失金額でないその他の損失金額がある場合には、右側の「左のうち、その他の雑損失の金額」欄にその金額を記入します。
- (2) 「所得金額」⑮欄
 使用する申告書の区分に応じて、それぞれ以下の金額を記入します。
 申告書Aを使用する場合
 第一表の⑤欄の金額_____円+退職所得金額_____円 = 所得金額_____円
 申告書Bを使用する場合
 第一表の⑩欄の金額_____円+退職所得金額_____円+山林所得金額_____円
 +申告分離課税の所得金額（特別控除前）_____円 = 所得金額_____円
 なお、前年以前から繰り越された繰越損失がある場合の⑮欄の金額は、繰越控除後の金額となります。
- (3) 「雑損控除額」⑯欄
 ⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」と⑫の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- (4) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」⑰欄
 ⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」を⑯の金額から差し引いた金額を記入します。

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所 大阪市天王寺区

氏名

損害年月日	R1/11/18	損害の原因	台風99号
住宅・家財等の損失額の計算			
住宅の種類	住宅・その他()		住宅・その他()
住宅の区分	平屋・二階建・その他()		平屋・二階建・その他()
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他()		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他()
住宅の取得年月	H3年8月		年月
住宅の床面積	120 m ²		m ²
被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下
浸水時間	24時間以上・24時間未満		24時間以上・24時間未満
土砂(海水)の流入	有・無		有・無
住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円
	(2) (1)以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	$\frac{170}{\text{千円/㎡}} \times \frac{120}{\text{㎡}} = 20,400,000$ 円
	(①・②)×0.9×償却率(0.03/) ×経過年数(28年)	③	15,936,480
	被災直前の時価相当額((①・②)-③)	④	4,463,520
	損害額(④×被害割合(50%))	⑤	2,231,760
	保険金などで補てんされる金額	⑥	1,000,000
	差引損失額(⑤-⑥)	⑦	1,231,760
家財の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額(別紙から転記)	⑧	円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢48歳:夫婦・独身)	⑨	11,000,000 円
	(1)以外の 場合	⑩	大人 1,300,000 円×0人 = 0 円 子供 800,000 円×1人 = 800,000 円 計 800,000 円
	被災直前の時価相当額(⑨+⑩)	⑪	11,800,000 円
	損害額((⑧・⑪)×被害割合(50%))	⑫	5,900,000
	保険金などで補てんされる金額	⑬	4,500,000
差引損失額(⑫-⑬)	⑭	1,400,000	
車両の損失額	普通・軽の区分	普通・軽	
	取得年月	H27年12月	
	車両の取得価額	⑮	2,500,000 円
	⑮×0.9×償却率×経過年数 (0.111) (4年)	⑯	999,000
	被災直前の時価相当額(⑮-⑯)	⑰	1,501,000
	損害額(⑰×被害割合(50%))	⑱	750,500
保険金などで補てんされる金額	⑲	500,000	
差引損失額(⑱-⑲)	⑳	250,500	
差引損失額の合計(⑦+⑭+㉑)	㉑	2,882,260	

雑損失の金額の計算書

平成
令和 / 年分

氏名

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。
 なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因	台風 99号	損害年月日	R1.11.18
-------	--------	-------	----------

→申告書第二表「雑損控除」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 ($\times 30\% + I$)
					イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハイとロの区分が困難な金額	
住宅			R1.12.10	円 4,000,000	円 3,000,000	円	円 1,000,000	円 3,300,000
			..					
			..					
			..					
			..					
			..					
			..					
合計					円 3,000,000		円 1,000,000	円 3,300,000

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】
			..	円	
			..		
			..		
			..		
			..		
			..		
			..		
合計					

3 損失額の計算

区 分	住 宅 円	家 財 円	車 両 円	円	円	C 合 計 円
損 害 金 額 (「被災した宅 籍等の取壊(増築)」に使用した場合には、③、④の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に入ります。)	① 2,231,260	5,900,000	750,500			
原 状 回 復 の た め の 支 出 額 (2のA欄の各区分ごとの金額)	② 3,300,000					
①と②のいずれか大きい方の金額	③ 3,300,000	5,900,000	750,500			9,950,500
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④ 1,000,000	4,500,000	500,000			6,000,000
③ - ④	⑤ 2,300,000	1,400,000	250,500			3,950,500
原状回復に係る災害関連支出の金額(②-①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥ 1,068,240	0	0			1,068,240
取壊し、除去等の額の合計額 (2のB欄の各区分ごとの金額)	⑦					
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧					
⑦ - ⑧	⑨					
災害関連支出の金額(⑥+⑨)	⑩ 1,068,240	0	0			1,068,240
損失額の計(①+⑩)	⑪ 3,300,000	5,900,000	750,500			9,950,500

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

	損害金額等の全体 円
損害金額((③のC)+(⑦のC))	⑫ 9,950,500
保険金などで補てんされる金額 (④のC)+(⑧のC)	⑬ 6,000,000
差引損失額(⑫-⑬)	⑭ 3,950,500
所 得 金 額	⑮ 6,000,000
⑮ × 0.1	⑯ 600,000
⑭ - ⑯	⑰ (赤字のときは0) 3,350,500
差引損失額のうち災害関連支出の金額(⑩)	⑱ 1,068,240
⑱ - 50,000円	⑲ (赤字のときは0) 1,018,240
雑 損 失 の 金 額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳ 3,350,500
雑 損 控 除 額 (⑰と⑲のいずれか少ない方の金額)	㉑ 3,350,500
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑-⑲)	㉒ (赤字のときは0) 0

→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に転記します。

→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。

←この計算書の「書き方」をご覧ください。

→申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。

→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。

→⑲に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。

5. その他

(1) 申告などの期限の延長・納税の猶予

① 期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。

(イ) 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示するので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいことになります。

(ロ) 対象者指定

国税庁が運用するシステムが、期限間際に使用不能であるなどにより、システムを利用して申告・納付などをすることができない方が多数に上ると認められる場合は、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示するので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいことになります。

(ハ) 個別指定

所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長できます。

届出書や申請書等の提出期限も同様に延長することができます。

申告等の期限延長の申請は、期限が経過した後でも行うことができます。



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和__年__月__日

____税務署長 殿

(〒)

申請者 住 所

(所在地) _____

(電話番号 _____)

氏 名

(名 称) _____ ㊞

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自令和__年__月__日

の_____により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、

至令和__年__月__日

納付等の期限の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	処 理
	令和__年__月__日	令和__年__月__日	
被 災 状 況			参 考 事 項

(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。

2 ※印が付された欄の記入は要しません。

※ 決 裁	署 長	副署長	総務課長、統括官	担当者	※ 決 議	令和__年__月__日
					※ 通 知	令和__年__月__日 第__号・口頭・()

※税務署整理欄	通信日付印	年 月 日	確認印		処理年月日	年 月 日
	番号確認					

② 納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

(イ) 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
(a) 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内
(b) 所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

(a)、(b)とも災害のやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

(ロ) 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内

(2) 予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

予定納税の減額			
所得税法	災害等を受けた日の区分	1月1日 ～6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。
		7月1日 ～10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請してください。 〈イ〉住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること 〈ロ〉その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること		

給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など	
災 害 減 免 法	<p>上記〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けることができます。</p> <p>なお、上記〈イ〉、〈ロ〉に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について徴収猶予を受けることができます。</p> <p>〈手続〉</p> <p>徴収猶予 徴収猶予申請書を災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に提出してください（※）。 ※勤務先の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも申請書の名あて人は、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長としてください。）。</p> <p>還付 還付申請書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明を受けた上で、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p>

注：相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

（3）住宅借入金等特別控除の適用期間の特例等

① 適用期間の特例

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます（その従前家屋の敷地を賃貸用として利用した場合などを除きます。）。

適用期間の特例を受けるための手続は、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

② 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋について、その事実を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については、閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

重複適用の特例を受ける場合には、それぞれの控除額の限度額のうち最も高い金額が控除限度額となります。

（４）災害により被害を受けた場合の消費税の特例

① 災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害がやんだ日から２月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されます。）〔消法 37 の 2②（同⑦において準用する場合も含む）消令 57 の 3、消規 17 の 2〕。

災害等による消費税簡易課税制度選択
(不適用)届出に係る特例承認申請書

災害

收受印

2通提出

※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみ記載してください。

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
_____税務署長殿			
下記のとおり、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する災害等による届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。			
届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書		
選択被災課税期間又は不適用被災課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)		
上記課税期間の基準期間における課税売上高	_____円		
イ 発生した災害その他やむを得ない理由	イ		
ロ 被害の状況	ロ		
ハ 被害を受けたことにより特例規定の適用を受けることが必要となった事情	ハ		
ニ 災害等の生じた日及び災害等のやんだ日	ニ (生じた日)	(やんだ日)	
	平成 年 月 日 令和 年 月 日	平成 年 月 日 令和 年 月 日	
事業内容等	(①の届出の場合の営む事業の種類)	税理士 署名押印	印 (電話番号 - -)
参考事項			

※ 上記の申請について、消費税法第37条の2第1項又は第6項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする(受けることをやめようとする)課税期間の初日の前日(平成 年 月 日)に提出されたものとするを承認します。

_____第 _____号

令和 年 月 日 税務署長 印

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印			

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

(5) 義援金等の取扱い（国税庁「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」）

① 寄附をした個人の課税関係

- ・ 地方公共団体に設置された災害対策本部に対する義援金
地方公共団体に対する寄附金として個人住民税の寄附金税額控除の対象となり、原則としてふるさと納税に該当
- ・ 日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会の被災者支援専用口座への支払い
その義援金が最終的に地方公共団体（義援金配分委員会等）に対して拠出されるものであるときは、個人の方が支払った義援金については、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象
- ・ 被災地の救援活動等を行っているNPO法人に対する義援金
そのNPO法人が「認定NPO法人等」であり、支払った義援金がその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものであるときには、その義援金は「認定NPO法人等に対する寄附金」に該当
- ・ 認定NPO法人等以外の法人に対する義援金

支払先の区分	個人の取扱い（所得税）
公益社団法人・公益財団法人の場合 （その法人の主たる目的である業務に関連するものに限ります。）	寄附金控除の対象となります（支払先が一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人である場合には、寄附金特別控除（税額控除）との選択適用が可能です。）。
NPO法人（認定NPO法人等でないもの）、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等の場合	寄附金控除等の対象となりません。

（所法 78①、②、所令 217、所基通 78-5）

② 地方公共団体から義援金を受け取った場合の課税関係

個人（被災者）の方が、地方自治体（都道府県や市町村など）から受け取った義援金は、所得税法上、非課税となります。

なお、この配分を受けた義援金は、資産の損害の補てんを目的とするものではないことから、雑損控除における損失額の計算上、その金額を控除する必要はありません。

（所令 30）

V. 誤りやすい事例

1. 住宅借入金等特別控除等の適用誤りに関するお知らせ（平成 30 年 12 月国税庁）

平成 30 年 6 月、会計検査院より国税庁に対して、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のいずれも申告している場合等に関して、納税者の申告誤りが多く見受けられるとの指摘がありました。

会計検査院が指摘している適用誤りは以下の 3 つのケースです。

（1）（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例について、合わせて適用を受けた場合の住宅ローン控除額の計算誤り

新築や購入等した家屋を居住の用に供した年分又はその前年分において、その家屋を取得するに当たり贈与を受け、その受贈額について贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合で、更に、その家屋について（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除額の計算上、贈与の特例の適用を受けた受贈額を家屋の取得価額等から差し引く必要があるにもかかわらず、誤ってその減算をしていなかったもの。

（参考）

贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例は、次に掲げるものが該当します。

- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法 70 条の 2）
- ・特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法 70 条の 3）

（2）（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例との重複適用

新築や購入等した家屋を居住の用に供した年分及びその前後 2 年分ずつの計 5 年分の間に、居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例の適用を受けた場合には、その家屋について（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないにもかかわらず、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていたもの。

（参考）

居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例は、次に掲げるものが該当します。

- ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 条の 3①）
- ・居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法 35 条①（同条③の規定により適用する場合を除きます。））
- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 36 条の 2、措・法 36 条の 5）
- ・既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37 条の 5）
- ・認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税

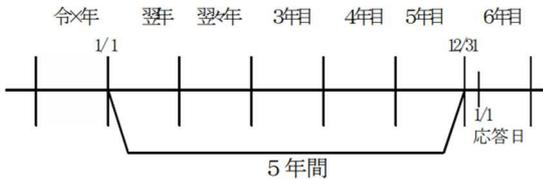
の特例（旧措法 37 条の 9 の 2）

（3）贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のうち、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用における所得要件の確認もれ

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例については、その適用を受ける年分の所得税の合計所得金額が 2,000 万円超である納税者は、その適用を受けることができないにもかかわらず、誤って適用を受けていたもの。

2. 令和元年版 誤りやすい事例（大阪国税局提供資料より抜粋）

(1) 国税通則法関係

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【確定申告】</p> <p>1 所得税の還付申告書を提出できる期間は、法定申告期限から起算して5年間であるから、令和×年分の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限(翌年3月15日)から5年後の3月15日であるとした。</p> <p>★</p> <p>【更正の請求】</p> <p>10 一旦提出した更正の請求書は、たとえ、更正前であっても、取り下げることができないとした。</p>	<p>1 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74①）が、その最終日は、次のとおりである。</p> <p>平成23年度の所得税法の改正により、所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年2月16日から3月15日まで）について申告義務のある者の還付申告書の提出期間は、その年の翌年1月1日から3月15日までとされた（所法120⑧）ことから、還付請求できる日は申告義務の有無に関係なく翌年の1月1日に統一された。</p> <p>したがって、提出できる最初の日は翌年1月1日であるから、最終日は、その5年後の応答日の前日(12月31日)である。</p>  <p>(注) 1 申告書を提出できる期間は応答日の前日に期間は満了する（起算日が日によって定められていないため、午前零時から起算されるので初日を算入する。）。</p> <p>2 申告「期限」ではないので、満了日が土日祝日であってもその翌日とはならない（通法10）。</p> <p>3 確定申告書の提出義務は、次の3を参照する。</p> <p>10 更正の請求書は、「更正」という行政処分を求めるものであるから、更正が行われるまでは、法律効果が発生していないため、取り下げることができる。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>19 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、措置法の規定であることから、当初申告で特例計算をしていなかった場合、更正の請求により適用を受けることはできないとした。</p> <p>【更正・決定】</p> <p>27 法定申告期限の2年10月後に提出された期限後申告に係る(増額)更正は、2月以内(法定申告期限から3年を経過する日まで)しかできないとした。</p>	<p>19 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、一定の場合に必要な経費を65万円とするという規定であって、「できる」規定ではないこと及び確定申告書への特例計算をした旨の記載要件がないこと(措法27)から、更正の請求をすることができる。</p> <p>※ 確定申告書に控除を受けるべき金額等の所定の事項を記載した場合等に関し適用することとされているものは、原則として、更正の請求によって適用を受けることはできない。</p> <p>27 期限後申告書の提出があった場合の(増額)更正は、法定申告期限から5年を経過する日までではすることができる(通法70①)。</p>

【参考】国税の更正、決定等の期間制限の一覧表

区 分	単純過少申告又は単純無申告		脱税の場合
	22年分以前	23年分以後	
更 正	期限内申告書の更正	3年(旧通法70①一)	7年 (旧通法70⑤) (通法70④)
	期限後申告書の更正	3年と提出日から2年とのいずれか遅い日 (旧通法70①一)	
	法定申告期限から3年経過後の申告に係る更正	5年(旧通法70②四)	
	決定後の更正	5年(旧通法70③)	
	決定	5年(旧通法70③)	
	減額更正 (純損失を増額させる更正を含む。)	5年(旧通法70②一、二)	
	純損失を減額させる更正	5年(旧通法70②三)	
	加算税の賦課決定	5年(旧通法70④二)	5年(通法70①三)

※ 還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日の翌日が起算日となる。

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>35 期限内に提出した国外財産等調書に記載がない国外財産である預金に係る利子が申告漏れであったとする修正申告書（当初申告は期限内申告）が提出されたが、自主的な申告であるため、加算税を賦課しなかった。</p>	<p>35 自主修正の場合でも、国送法6②の加重措置は適用されるため、事例の場合、5%の加算税が賦課される（平29.9.1裁決）。</p>
<p>36 平成27年4月に平成26年分の期限後申告を行った後、同年8月に国外財産の申告漏れに気づき自主的に修正申告をし、同年9月に平成26年12月31日分の国外財産調書を提出した者に対し、同調書は期限内に提出されたものとみなされることから、軽減措置の適用があると説明した。</p>	<p>36 国送法第6④は、国外財産調書が提出期限後に提出されたことを前提とし、それ以後に修正申告書の提出があった場合（修正申告書の提出があった場合において、国外財産調書が提出されていることを要件とするもの）の取扱いを定めたものであるため、自主修正申告書の提出後に提出された国外財産調書は期限内に提出されたものとはみなされず、事例の場合、5%の加算税が賦課される（平29.9.1裁決）。</p>

（2）所得税法関係

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【1非課税】</p> <p>1-1 心身に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金のうち、業務に従事することができなかったことによる収益の補償として受けるものは、収益補償であるから非課税ではないとした。</p> <p>1-2 労働者災害補償保険の給付金を収益補償として収入金額に計上した。</p>	<p>1-1 心身に加えられた損害に対して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（これらに類するものを含む。）については非課税であり、この損害賠償金等には、その損害に基因して勤務又は業務に従事できなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものも含まれる（所法9①十七、所令30①一）。</p> <p>1-2 特別法の規定により非課税となる所得がある。</p> <p>(1)労働者災害補償保険の給付金</p> <p>(2)被災者生活再建支援金</p> <p>(3)雇用保険の失業等給付（求職者給付・就職促進給付・教育訓練給付・雇用継続給付）など</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【5不動産所得】</p> <p>5-2 アパートが2人以上の共有とされている場合、共有持分であん分した後で貸付けの規模を判定した。★</p>	<p>5-2 不動産が2人以上の共有とされている場合であっても、当該不動産の全体の貸付けの規模で判定する。</p> <p>※ 規模判定の形式基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アパート等 <p>独立した室数がおおむね 10 室以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立家屋 <p>おおむね 5 棟以上（所基通 26-9）</p>

○課税上の主な取扱いの差異

	事業的規模	事業的規模に至らない規模
資産損失 (取壊し、除却、滅失等)	損失の金額(原価ベース)を損失の生じた年分の必要経費に算入する(所法 51①)。	損失の金額(原価ベース)を損失の生じた年分の不動産所得を限度として必要経費に算入する(所法 51④)(注 1)
貸倒損失	賃貸料等の貸倒れによる損失は、貸倒れが生じた年分の必要経費に算入する(所法 51②)。	賃貸料等の回収不能による損失は、その収入が生じた年分にさかのぼって収入金額が無かったものとみなす(所法 64①)。(注 2)
青色事業専従者給与	青色専従者へ支払った給与のうち労務の対価として相当なものは、その年分の必要経費に算入する(所法 57①)。	適用無し
事業専従者給与	専従者 1 人につき最高 50 万円(配偶者である専従者については最高 86 万円)を必要経費に算入する(所法 57③)。	適用無し
青色申告特別控除	一定の要件を満たす場合には、最高 65 万円の控除が受けられる(措法 25 の 2③)。	最高 10 万円の控除となる(措法 25 の 2①)

(注 1) 災害等による損害は、選択により雑損控除の対象とすることができる。

(注 2) 収入が無かったものとみなされる金額は、次のうち最も低い金額となる

(所令 180②、所基通 64-2 の 2)

- ① 回収不能金額
- ② 所法 64 条適用前の課税標準の合計額
- ③ ②の計算の基礎とされた不動産所得の金額

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【8一時所得】</p> <p>8-5 国民年金や厚生年金の受給を受けている者が、受け取るべき年金の給付を受けずに死亡した場合（未支給年金）において、遺族が受領した一時金（遺族年金とは異なる）は相続財産であるから、申告しなくてもよいとした。</p> <p>8-6 国民年金等の加入者で支給開始年齢前に死亡した場合に、遺族が受け取った死亡一時金を一時所得とした。</p> <p>【9雑所得】</p> <p>9-6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された者を、他の者が確定申告において扶養親族としていたため、当該公的年金等の受給者が扶養控除を適用せずに確定申告書を提出しようとしたが、所得税の申告不要制度に該当するため、確定申告書の提出は不要であると指導した。</p> <p>【11必要経費】</p> <p>11-1 所得補償保険の保険料を事業所得の必要経費とした。</p> <p>※ 所得補償保険とは、被保険者が傷害又は疾病により勤務（業務に従事）できなかった期間の給与補償（所得補償）として受領する損害保険契約に基づく保険金をいう。</p> <p>11-2 農協の建物共済、長期総合保険などで積立部分のある損害保険料全額を必要経費に算入した。</p>	<p>8-5 未支給年金の受給請求権は、遺族に認められた固有の権利であり、これに基づき受領した一時金は相続財産には該当せず、当該遺族の一時所得に該当する（所基通 34-2）。</p> <p>8-6 国民年金等の加入者の遺族が受け取る一時金であっても、次のものは非課税となる。</p> <p>【死亡一時金】 一定の期間、国民年金等の被保険者であった者等が年金の支給を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金</p> <p>【遺族一時金】 国民年金基金加入者が年金を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金（国民年金法 25、133 他）</p> <p>9-6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した扶養親族等を、他の納税者において扶養親族として控除する場合には、申告不要制度の適用対象者であっても、確定申告書を提出しなければならない（所令 218 ①）。</p> <p>11-1 事業主が自己を被保険者として支払う所得補償保険の保険料は必要経費にならない（所基通 9-22（注））。</p> <p>なお、保険金を受け取った場合には「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」として非課税所得とされる（所基通 9-22）。</p> <p>11-2 積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となる（所基通 36・37 共-18 の 2）。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
11-3 事業を営む者が、生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合、その建物に係る減価償却費、固定資産税等について、事業を営む者の必要経費に算入することはできないとした。	11-3 事業を営む者が生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合であっても、その対価の授受があったとしたならば、その資産を所有する親族の各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額を、その事業を営む者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる（所法 56、所基通 56-1）。
11-4 事業の用に供する建物を購入する際に支払った購入手数料を事業所得の必要経費に算入した。	11-4 減価償却資産を購入する際に支払った購入手数料は、減価償却資産の取得価額に算入する（所令 126①一）。
11-10 居住用家屋を取り壊して店舗を建築した際、居住用家屋の取壊し費用を店舗の取得価額に算入した。★	11-10 家事費となり、必要経費算入はできない（参考：平成 26 年 12 月 9 日裁決）。

【参考】資産損失・立退料・取壊し費用（原則的取扱い）

従来から所有している建物の状況	取壊しの目的	左の場合の取扱い		
		資産損失	立退料	取壊し費用
業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用 (所基通 33-7(2))	譲渡費用 (所基通 33-7(2))
	譲渡目的以外	必要経費	必要経費	必要経費
非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	/	譲渡費用
	譲渡目的以外	家事費	/	家事費

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合、業務の用に供していた建物の取壊し損（建物本体の損失）を全額必要経費として、赤字申告した。</p>	<p>11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合は、資産損失を控除する前の所得金額が限度となる（所法 51④）。</p>
<p>11-12 平成 30 年中に購入した取得価額 10 万円以上 20 万円未満の器具備品について、一括償却資産として申告（3 分の 1 の金額を必要経費算入）したが、令和元年中にその一部を除却したので、その未償却残高を除却損として必要経費に算入した。★</p>	<p>11-12 一括償却資産としたものについては、その年以後にその全部又は一部につき滅失、除却等（譲渡した場合を含む。）の事実が生じたときであっても、業務の用に供した日以後 3 年間にわたって、その取得価額の 3 分の 1 に相当する金額を必要経費に算入（事業廃止及び死亡の場合を除く。）することになる（所令 139、所基通 49-40 の 2）。</p>
<p>11-18 青色申告者が期限後申告書を提出した場合にも、65 万円の青色申告特別控除を適用した。★</p>	<p>11-18 65 万円の青色申告特別控除は、期限内に、貸借対照表及び損益計算書等を添付した申告書を提出した場合に限り適用される（措法 25 の 2⑤）。</p> <p>なお、平成 23 年分から、青色申告特別控除については、当初申告の確定申告書に記載した金額を適用上限とする措置は廃止された。</p>
<p>【12 損益通算】</p> <p>12-10 給与所得者が、レジャー用に所有していたヨットを売却し、譲渡損失が発生したことから、当該譲渡損失を給与所得と損益通算した。</p>	<p>12-10 生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、他の所得と損益通算することができない（所法 69②、所令 200）。</p> <p>レジャー用に所有していたヨットは生活に通常必要でない資産に該当することから、ヨットの譲渡により生じた損失を給与所得と損益通算することはできない。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【13 繰越損失】</p> <p>13-2 平成 28 年分の純損失について、平成 28 年分の申告が期限後申告の場合は、その損失を翌年に繰り越せないとした。</p> <p>13-3 青色申告者の純損失の金額が生じた場合で、翌年分が白色申告（給与所得のみ）の場合は、繰越控除ができなかったとした。</p> <p>13-5 白色申告者は、純損失については一切繰越控除が認められないとした。</p> <p>【14 雑損控除】</p> <p>14-3 「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象になるとした。</p>	<p>13-2 平成 23 年分以後の所得税については、当初申告要件及び期限内提出要件が廃止されたため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法 70④）。</p> <p>13-3 純損失の繰越控除の要件に、連続して確定申告書を提出していることとあるが、翌年以後については、青色申告書の提出は要件ではないので白色申告でも繰越控除ができる（所法 70①④）。</p> <p>13-5 白色申告者であっても、純損失の金額のうち、変動所得の損失と被災事業用資産の損失については、その純損失の発生した年分の確定申告書を提出していれば、繰越控除ができる（所法 70②）。</p> <p>※ 平成 23 年分以後の所得税については、当初申告要件及び期限内提出要件が廃止されたため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法 70④）。</p> <p>14-3 雑損控除は、「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失に限定されていることから、「詐欺」によって生じた損失は対象とはならない。</p> <p>したがって、「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象とはならない（所法 72①、所令 9）。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【16 社会保険料控除等】</p> <p>16-1 扶養している妻の年金から天引き（特別徴収）された後期高齢者医療保険の保険料について、夫の社会保険料控除の対象になるとした。</p> <p>【17 寄附金控除】</p> <p>17-1 入学に際し支払った寄附金を寄附金控除の対象とした。</p> <p>【18 障害者控除】</p> <p>18-3 都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が2級と記載されている者を、特別障害者に該当するとした。★</p>	<p>16-1 社会保険料控除は、居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は、支払った金額を控除することとされている（所法 74①）。</p> <p>事例の場合、妻の公的年金から徴収された保険料は、妻が支払ったものであるから、夫の社会保険料控除の対象とすることはできない。</p> <p>なお、夫が妻の保険料を支払った（普通徴収）場合は、夫の社会保険料控除の対象になる。</p> <p>17-1 入学が予定される年の年末までに支払った学校に対する寄附は、原則として寄附金控除の対象とならない（所法 78②かっこ書、所基通 78-2）</p> <p>18-3 精神障害者保健福祉手帳に、その障害の等級が1級と記載されている者は、特別障害者に該当することとされているが、障害の等級が2級と記載されている者は障害者に該当する（所令 10②二）。</p>

(参考)

該当者	区分		確認方法等
	障害者	特別障害者	
1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	知的障害者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 (成年被後見人)	医師の診断書等 登記事項証明書(成年被後見人)
1 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	知的障害者 (療育手帳B)	重度の知的障害者 (療育手帳A)	療育手帳
2 精神に障害がある者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害者等級 2級、3級	障害者等級 1級	精神障害者保健福祉手帳
3 身体障害者手帳に身体上の障害があると記載されている者	障害の程度 3級以下	障害の程度 1級又は2級	身体障害者手帳 (手帳を交付申請中の者は医師の診断書等)
4 戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度 第4項症以下	障害の程度 特別項症から第3項症まで	戦傷病者手帳
5 原爆被爆者のうち、現に医療を要する者として、厚生労働大臣の認定を受けている者	—	○	厚生労働大臣の認定書
6 判定時において、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等ができない状態にある者	—	○	医師の診断書等
7 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、市町村長等の認定を受けている者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者のうち、右の特別障害者に該当しない者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者	市町村長等の証明書

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【19 寡婦控除】</p> <p>19-1 Aは、未婚でBを出産し、Bを扶養親族としているため、寡婦控除を適用できるとした。</p> <p>【22 扶養控除】</p> <p>22-1 娘の所得金額が、純損失の繰越控除の適用の結果、38万円以下となったことから、娘を扶養親族とした。</p>	<p>19-1 寡婦とは、「夫と死別・離婚した後再婚していない者や夫の生死が明らかでない者」で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある者その他一定の者をいう(所法2①三十)。</p> <p>事例の場合、Aは、未婚であり、「夫と死別・離婚した後再婚していない者や夫の生死が明らかでない者」に該当しないため、寡婦控除を適用できない。</p> <p>22-1 扶養親族とは、居住者の親族等一定の者で生計を一にする者のうち、「合計所得金額」が38万円以下の者(所法2①三十四)とされており、「合計所得金額」とは、純損失や雑損失の繰越控除を適用しないで計算した場合における総所得金額等の各課税標準(分離課税の譲渡所得の金額は特別控除前)の合計額とされている(所法2①三十口かっこ書)。</p> <p>なお、「総所得金額等の合計額」とは、純損失や雑損失の繰越控除を適用した後の金額である(所法22②)。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>22-3 夫の控除対象配偶者とされていた妻が、年内に夫が死亡し、その後息子に扶養されていた場合、夫か息子のどちらかの扶養親族にしかねないとした。</p>	<p>22-3 年の途中で死亡した居住者の控除対象配偶者であっても、その後その年中において、他の居住者の扶養親族となった場合には、その者の扶養親族として控除の対象とすることができる(所基通 83~84-1)。</p>
<p>22-6 Aの妻Bは、Bの父親Cの介護のため、ここ数年Aと別居している。B及びCには収入が無く、毎月Aから生活費を受け取っている。</p> <p>この場合、Cは、Aの老人扶養親族に該当するが、Aと同居していないため同居老人扶養親族とは認められないとした。★</p>	<p>22-6 老人扶養親族が「当該居住者又は当該配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者」である場合には、同居老親等に係る扶養控除等の特例が適用される(措法41の16①)。</p> <p>したがって、CはAと同居していないが、Aの配偶者であるBと同居しているため、同居老人扶養親族と認められる。</p>
<p>22-7 老人扶養親族が、病気治療のために1年以上長期入院している場合は、同居を常況としている者ではないので、同居老親等には該当しないとした。</p>	<p>22-7 病気治療のための入院である限り、その期間が結果として1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居を常況としている者として取り扱って差し支えない。</p> <p>ただし、老人ホーム等に入所している場合は、その老人ホームが居所となるため、同居を常況とする者には該当しない(住民票の異動はなくても施設へ入所している場合は、当該施設が居所となる。)</p>
<p>【26 住宅借入金等特別控除】</p> <p>26-3 「住宅取得資金贈与の特例」を受けた場合の「住宅借入金等特別税額控除額」の対象となる金額の判定に当たって、「借入金の年末残高」と「家屋等の取得対価の額」のどちらか少ない方で判定し、住宅借入金等特別税額控除額の計算を行った。</p>	<p>26-3 住宅取得資金の贈与の特例(措法70の3)を受けた場合において、贈与された住宅取得資金と住宅借入金等の合計額が家屋等の取得対価の額を超える場合には、先に家屋等の取得対価の額から住宅取得資金の贈与の特例の金額を差し引き、その残額が住宅借入金等特別控除の対象となる(措令26⑤②③)。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>26-12 当初借入金の償還期間が10年未満であったため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができなかった場合は、適用期間中に償還期間を10年以上に変更した場合であっても、その後、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。</p>	<p>26-12 借入金の償還期間が10年未満であったため住宅借入金等特別控除を適用出来なかった場合であっても、翌年以後に償還期間を10年以上に変更すれば、変更した年分から残りの年分については住宅借入金等特別控除を適用できる（措法41①一、二、三、四）。</p>
<p>26-13 金融機関からの借入れであっても、金利が0.2%未満の借入金は住宅借入金等特別控除の対象とならないとした。</p>	<p>26-13 償還期間が10年以上で、割賦償還の方法により返済することとされている金融機関からの借入金である場合には、その利率が0.2%未満であっても、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金に該当する（措法41①一、四、⑱、措令26⑳ 一、二、措規18の21⑰、措通41-21）。</p>
<p>26-16 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用と、買換え資産の取得に係る住宅借入金等特別控除の適用は、重複できないとした。</p>	<p>26-16 居住用財産の譲渡損失の金額が生じた場合には、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例（措法41の5）と住宅借入金等特別控除は重複適用できる（措法41⑳㉑）。</p>

（3）土地等譲渡所得関係

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【1 収入金額関係】</p> <p>1 - 2 売買契約において、売却後の期間に対応する固定資産税精算金を買主が支払う旨の特約があったが、売買価額のみをもって譲渡価額とした。</p> <p>【2 取得費関係】</p> <p>2 - 3 相続により取得した不動産を売却した場合の譲渡所得の計算において、当該不動産を相続する際に他の相続人に支払った代償金を、取得費に加算した。</p>	<p>1 - 2 売買契約書の特約条項欄の内容等を確認し、固定資産税の精算金があり、売買価額とは別に受領している場合は、その金額を譲渡価額に加算する（所法36①）。</p> <p>※ 取得時に固定資産税の精算金を支払っている場合は、その金額を取得価額に加算する。</p> <p>2 - 3 相続財産を取得する際に支払った代償金は、譲渡所得の計算上、取得費に加算することはできない（所基通38-7(1)）。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い		
<p>2 - 6 令和元年中に父親から相続した土地を同年中に売却し、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を相続又は遺贈により取得した全ての土地等に対応する相続税相当額とした。</p> <p>【3 譲渡費用関係】</p> <p>3 - 2 不動産を売却する際に支払った抵当権抹消登記費用を譲渡費用に加算して、譲渡所得の計算を行った。</p> <p>3 - 4 建物を取り壊し、更地にして土地を売却した際、建物の売却がなかったため、取壊し費用のみを譲渡費用として、譲渡所得の計算を行った。</p> <p>【4 所得区分関係】</p> <p>4 - 1 土地の譲渡の日及び取得の日の状況は次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="244 1489 799 1581"> <tr> <td>譲渡の日（契約：平成 30 年、引渡し：令和元年）</td> </tr> <tr> <td>取得の日（契約：平成 25 年、引渡し：平成 26 年）</td> </tr> </table> <p>令和元年分（引渡ベース）として譲渡所得を申告するのであれば、取得の日も引渡しを受けた平成 26 年とすべきであるとして、分離短期譲渡所得としての計算を行った。</p>	譲渡の日（契約：平成 30 年、引渡し：令和元年）	取得の日（契約：平成 25 年、引渡し：平成 26 年）	<p>2 - 6 平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続又は遺贈により取得した土地等を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額は、その者が相続又は遺贈により取得した全ての土地等でなく譲渡した土地等に対応する相続税相当額となる（措法 39①、措令 25 の 16①）。</p> <p>※ 平成 26 年 12 月 31 日以前に相続又は遺贈により取得した土地等を譲渡した場合は、その者が相続又は遺贈により取得した全ての土地等に対応する相続税相当額となる。</p> <p>3 - 2 抵当権を抹消することが、不動産を売却する前提として事実上必要であったとしても、売買を実現するために直接要した費用でないため譲渡費用にはならない（所基通 33-7）。</p> <p>3 - 4 譲渡費用には、土地を譲渡するためにその土地の上にある建物等の取壊しを行った費用の他、資産損失の金額（建物の未償却残高相当額）も含まれる（所基通 33-7 (2)、33-8）。</p> <p>4 - 1 譲渡の日を引渡しの日であった令和元年（引渡ベース）としても、取得の日を契約の日であった平成 25 年（契約ベース）とし、分離長期譲渡所得として申告することは可能である（所基通 33-9 で準用する 36-12）。</p> <p>なお、土地等又は建物等を譲渡した場合における 分離長期譲渡所得及び分離短期譲渡所得の区分は、当該譲渡をした年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるか否かにより判定する（措法 31①、32①）。</p>
譲渡の日（契約：平成 30 年、引渡し：令和元年）			
取得の日（契約：平成 25 年、引渡し：平成 26 年）			

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>4 - 2 マンションの建築完了前の平成 25 年中に、そのマンションの分譲業者と売買契約を締結し、その契約に基づき建築が完了した平成 26 年中にマンションの引渡しを受け、そのマンションを令和元年中に譲渡したが、その売買契約締結の日を取得の日であるとして、分離長期譲渡所得としての計算を行った。</p> <p>【5 損益通算関係】</p> <p>5 - 4 所有していた別荘、ヨット、金地金、ゴルフ会員権を売却したところ、共に譲渡損失となったため、給与所得との損益通算をした。</p> <p>5 - 5 所有していた金地金とキャンピングカーを同年中に売却した。キャンピングカーについては、譲渡損失が発生したが、金地金の譲渡益から差引きできないとした。</p>	<p>4 - 2 売買契約の締結時において、取得する予定の建物の建築が完了していない場合、売買契約の効力発生日は、その建築が完了した日となる。</p> <p>したがって、マンションの取得の日はマンションの建築が完了した日（契約ベース）又はマンションの引渡しを受けた日（引渡しベース）のいずれを選択しても、分離短期譲渡所得として計算を行うこととなる（所基通 33-9、36-12、措通 36 の 2-16（注））。</p> <p>5 - 4 全て生活に通常必要でない資産の損失であるため、他の所得との損益通算はできない（所法 69②、所令 178①二）。</p> <p>※ 平成 26 年 4 月 1 日以降、ゴルフ会員権は生活に通常必要でない資産に含まれることとなった。</p> <p>なお、平成 26 年 3 月 31 日までに行ったゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は、給与所得など他の所得と損益通算することができる。</p> <p>5 - 5 キャンピングカーと金地金は、譲渡所得の計算上差引きすることができる。ただし、差引きしてもなお、損失がある場合であっても、「生活に通常必要でない資産」の損失であるため、他の所得と損益通算することはできない（所法 69②）。</p> <p>※ キャンピングカーではなく、通勤用自動車の譲渡損失である場合、通勤用自動車は「生活の用に供する資産」として取り扱われるため、利益が出ても課税されない反面、損失についても生じなかったこととなり、金地金の譲渡益と差引きすることはできない（所法 9①九、②一、所令 25）。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【13 居住用財産関係】</p> <p>13 - 5 夫（土地2分の1、建物を所有）と妻（土地2分の1のみ所有）の共有であった居住用不動産を売却し、申告に当たっては、それぞれ居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例（措法 35）の適用があるものとして計算した。</p> 	<p>13 - 5 建物の所有者である夫の譲渡所得の金額から優先して3,000万円を控除し、控除しきれない控除不足額がある場合に妻の譲渡所得の金額から控除することとなる（措通 35-4（注）2）。つまり二人で3,000万円が限度となる。</p> <p>ただし、①土地家屋を同時に譲渡していること、②家屋の所有者と土地等の所有者とが親族関係を有し、生計を一にしていること及び③土地等の所有者は家屋の所有者とともにその家屋に居住していることという要件全てを満たす場合に限られる。</p>

（4） 株式等譲渡所得

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【1 株式等の範囲・所得区分・損益通算】</p> <p>1 - 2 令和元年中に証券会社を通じて売却した上場株式の譲渡損と同年中の非上場株式の譲渡益を通算した。</p>	<p>1 - 2 上場株式の譲渡損失の金額と非上場株式の譲渡益の金額とは通算できない。</p> <p>平成 28 年 1 月 1 日以後、株式等の譲渡については、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等に区分して計算することとなり、それぞれの所得の損失については生じなかったものとみなされるため、一般株式に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の損益を通算することはできない（措法 37 の 10①、37 の 11①、措通 37 の 10・37 の 11 共 - 3）。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>5 - 7 源泉徴収選択口座内の所得を申告して、還付を受けたが、社会保険料の負担額が増えたので源泉徴収選択口座の所得を除外して修正申告書を提出した。</p> <p>【6 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除(措法 37 条の 12 の 2) 関係】</p> <p>6 - 8 甲は、平成 29 年分の上場株式の譲渡損失について翌年以降に繰り越すための申告を適正に行っていた。</p> <p>しかし、平成 30 年分については、株式取引がなかったため、医療費控除の申告のみを行った。</p> <p>令和元年分については、株式譲渡の年間取引が黒字となった。</p> <p>そこで、平成 29 年分の譲渡損失を控除するため、平成 30 年分について、申告し忘れた平成 29 年分からの繰越損失を計上する旨の「更正の請求」を行った上で、令和元年分の申告において、この繰越損失を控除することとした。</p>	<p>5 - 7 源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を申告した後、その後の更正の請求や修正申告書を提出する場合において、その口座における所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできない(措通 37 の 11 の 5 - 4)。</p> <p>※ 所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、個人住民税の納税通知書が送達される時までに住民税申告書を提出した場合は、上場株式等の配当等については、所得税と異なる課税方式(申告不要制度、申告分離課税、総合課税)を選択することができ(地法 32⑬、313⑬、地法附則 33 の 2 ②⑥)、株式等譲渡所得についても、同様に所得税と異なる課税方式(申告不要制度、申告分離課税)を選択することができる(地法 32⑮、313⑮)。</p> <p>6 - 8 平成 30 年分について、確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)の添付なしで申告している以上、平成 30 年分の申告において平成 29 年から繰り越した損失を計上していないことは、通法 23 条 1 項にいう「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたこと」に該当しないから、平成 30 年分の更正の請求には理由がないこととなる。</p> <p>したがって、結果として、令和元年分において平成 29 年分の譲渡損失を控除することはできない。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>6 - 7 平成30年に上場株式等に係る譲渡損失の金額があったが、確定申告をしていなかったため、令和元年分で上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除は適用できないとした。</p> <p>【7上場株式等に係る配当所得等の課税の特例(措法8の4)関係】</p> <p>7 - 1 源泉徴収選択口座の譲渡損失については申告したが、同口座の配当所得等は申告しなかった。</p> <p>7 - 4 令和元年に、上場会社であるA株式会社及びB株式会社から受領した配当の確定申告を行うに当たり、A株式会社に係る配当については総合課税を選択し、B株式会社に係る配当については申告分離課税を選択することとした。</p>	<p>6 - 7 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用するためには、譲渡損失が生じた年分について確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年分についても確定申告書付表を添付した確定申告書を連続して提出する必要がある。この確定申告書には期限後申告書が含まれる(所法2①三十七、措法2①十、37の12の2⑦)。</p> <p>したがって、平成30年分について特例を適用した期限後申告書を提出すれば、令和元年分の当初申告において繰越控除の適用を受けることができる。</p> <p>※ 令和元年分の申告をした後に、平成30年分の期限後申告書を提出し、令和元年分について繰越控除を求める更正の請求をすることはできない。</p> <p>7 - 1 源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡による所得とその源泉徴収選択口座に受入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等のいずれかのみを申告することは可能だが、源泉徴収選択口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収選択口座に受入れた上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得も併せて申告しなければならない(措法37の11の6⑩)。</p> <p>7 - 4 上場株式等の配当等に係る配当所得を確定申告する場合には、その申告をする上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税又は申告分離課税のいずれか一方を選択することになる(措法8の4②)。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>7 - 6 源泉徴収選択口座への受入れを行っている配当等について、3銘柄について申告し、2銘柄について申告不要を選択した。</p>	<p>7 - 6 その口座内の一部の配当等のみを申告することはできない。</p> <p>源泉徴収選択口座に受入れた上場株式等に係る配当所得等を申告するかどうかの選択の単位は、源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額ごととなる（措法37の11の6⑨）。</p>

※ ここに掲載している事例は、ポイントが分かりやすいよう要旨のみを記載しています。このため、個々の納税者が行う具体的な取引の課税関係は、その事実関係等に応じて、この事例（正しい取扱い）の内容と異なることがあるため注意が必要です。